【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年8月10日提出
【計算期間】	第37特定期間(自 2025年11月11日至 2026年5月11日)
【ファンド名】	ＢＮＰパリバ・ブラジル・ファンド（バランス型）
【発行者名】	ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 アントワン・メナージュ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号グラントウキョウノースタワー
【事務連絡者氏名】	ヴァレリー・レファーグ
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号グラントウキョウノースタワー
【電話番号】	03-6377-2826
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的
「ＢＮＰパリバ・ブラジル株式マザーファンド」及び「ＢＮＰパリバ・ブラジル債券マザーファンド」への投資を通じて、主に、ブラジル連邦共和国（以下「ブラジル」といいます。）国内に本社を置く企業、もしくはブラジル国内にて主に事業活動を営む企業が発行する株式等、及びブラジル・レアル建ての公社債に実質的に投資を行い、中長期的に投資信託財産の成長を目指した運用を行います。

② ファンドの基本的性格

１）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国　内	株　式
		債　券
	海　外	不動産投信
追加型投信	内　外	その他資産（　　）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

２）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年１回 年２回	グローバル 日本		
	年４回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　）	年６回（隔月） 年12回（毎月）	欧州 アジア オセアニア	ファミリーファンド	あり（　　）
	日々	中南米		
不動産投信	その他（　）	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産（投資信託証券（資産複合（債券・株式）））		中近東（中東）		
資産複合（　　） 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載して

おります。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（資産複合（債券・株式））））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

＜商品分類の定義＞
1. 単位型投信・追加型投信の区分
(1)単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンドをいう。
(2)追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
2. 投資対象地域による区分
(1)国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(2)海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
3. 投資対象資産による区分
(1)株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(2)債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(4)その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
(5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
4. 独立した区分
(1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
(3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

＜補足として使用する商品分類＞
(1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
(2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分の定義＞
1. 投資対象資産による属性区分
(1)株式
①一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
②大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
③中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
(2)債券
①一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
②公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
③社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
④その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
⑤格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
(3)不動産投信
これ以上の詳細な分類は行なわないものとする。
(4)その他資産
組入れている資産を記載するものとする。
(5)資産複合
以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
①資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
②資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分
①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。
②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。
③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。
④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。
⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。
3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)
①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があ

るものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分
①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分
①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいう。
②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分
①日経225
②TOPIX
③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型
①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人資産運用業協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）でもご覧頂けます。

③　ファンドの特色

1 「BNPパリバ・ブラジル・ファンド」は、ブラジルの企業の株式等に投資する「BNPパリバ・ブラジル・ファンド(株式型)」と、ブラジルの企業の株式等とブラジルの公社債に投資する「BNPパリバ・ブラジル・ファンド(バランス型)」の2本のファンドで構成されております。

投資者のご判断により、両ファンド間でのスイッチング(乗換え)が活用できる仕組みとなっております。

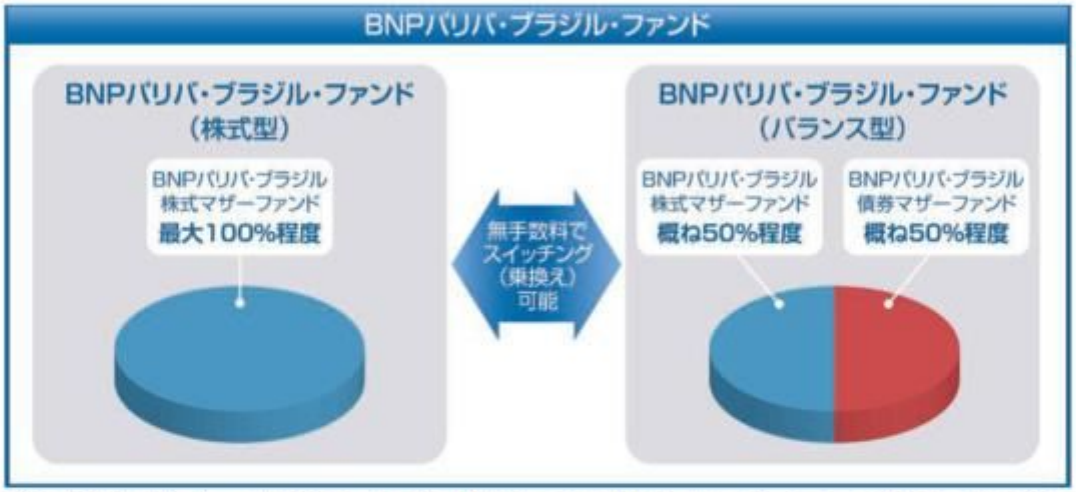

■ブラジル企業の株式への投資は、「BNPパリバ・ブラジル株式マザーファンド」を通じて行います。

■ブラジルの公社債への投資は、「BNPパリバ・ブラジル債券マザーファンド」を通じて行います。

■「BNPパリバ・ブラジル・ファンド(バランス型)」における「BNPパリバ・ブラジル株式マザーファンド」と「BNPパリバ・ブラジル債券マザーファンド」の各組入比率は、純資産総額の概ね50%程度を基本とします。ただし、資金動向、市況動向等によっては、上記の基本の組入比率(50%程度)より乖離する場合があります。

BNPパリバ・ブラジル・ファンド(株式型)は、投資対象に一般社団法人資産運用業協会の規則に定める比率を超える支配的な銘柄が存在しまたはその可能性が高い「特化型運用」を行います。
当ファンドはブラジル企業の株式等を主要投資対象としており、特定の銘柄に投資が集中することによって支配的な銘柄が存在する可能性があるため、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

資金動向、市況動向、その他の要因(償還の準備に入ったとき等を含みます。)等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

2 外貨建資産への実質的な投資にあたっては、原則として為替ヘッジは行いません。

BNPパリバ・ブラジル・ファンドは、主にブラジル・レアル建ての株式及び債券に実質的に投資します。為替変動リスクを回避するための為替ヘッジを原則行いませんので、為替相場の変動で基準価額が変動いたします。

3 BNPパリバ・アセットマネジメント・ブラジル(BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Brasil LTDA.)に、「BNPパリバ・ブラジル株式マザーファンド」及び「BNPパリバ・ブラジル債券マザーファンド」の運用指図に関する権限を委託します。

BNPパリバ・アセットマネジメント・ブラジル (BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Brasil LTDA.)は、BNPパリバグループの資産運用部門におけるブラジルの拠点であり、1998年に設立され、ブラジルをはじめとする中南米市場に特化した資産運用業務を行っております。

■BNPパリバ・ブラジル株式マザーファンドの投資プロセス

株価は企業業績やその予測、及び企業活動を取巻く国内外の経済環境の動向に応じ変動いたします。BNPパリバ・ブラジル株式マザーファンドでは、マクロ経済を中心とした分析を通じ有望なセクターや市場テーマを決定するファンダメンタル・アプローチを活用する一方、個別企業の業績やその予想、個別企業の経営状況等について調査するボトムアップ・アプローチを併用することで、より最適なポートフォリオの構築を目指しております。

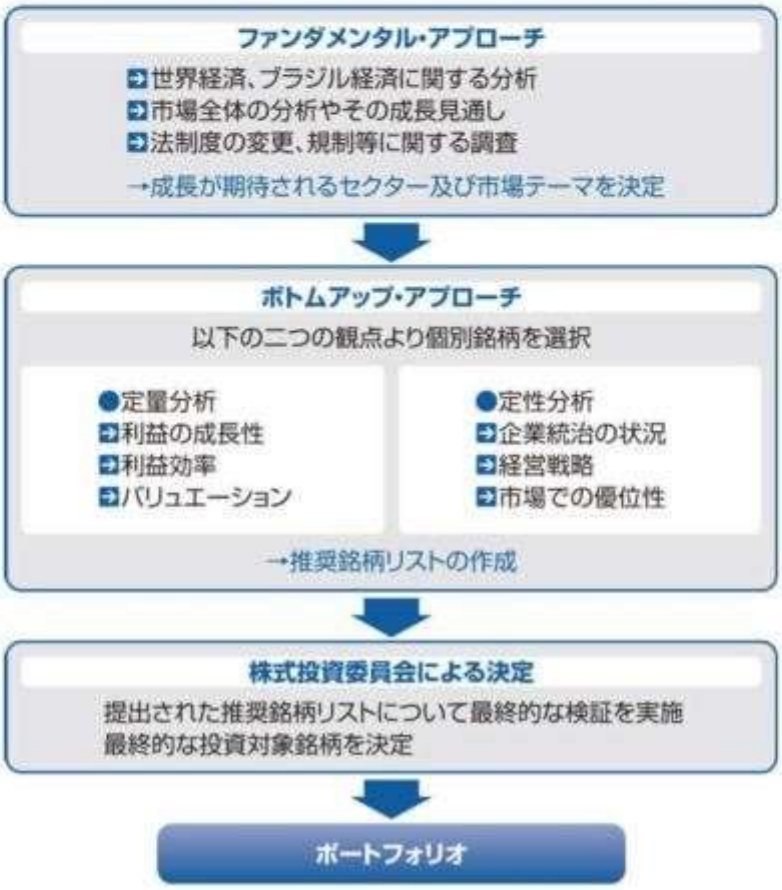

資金動向、市況動向、その他の要因（償還の準備に入ったとき等を含みます。）等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■BNPパリバ・ブラジル債券マザーファンドの投資プロセス

BNPパリバ・ブラジル債券マザーファンドは、中長期的な経済環境を見通して運用を行います。また、金利、信用スプレッドに焦点を当てながら、経済動向を分析し、運用を行います。

マクロ経済に関する全般的分析

- マクロ経済に関する分析
- ブラジル債券市場全体及び、他市場に関する横断的な分析
- 財政政策についての見通し

→マクロ経済及びブラジル債券市場全体に関する分析を行い、今後の予測を策定

↓

トップダウン及びボトムアップ・アプローチに基づく分析

●トップダウン・アプローチ	●ボトムアップ・アプローチ
インフレ予測	イールドカーブ分析
政策金利の見通し	各銘柄間の比較
中央銀行の動向　等	発行条件　等

→対象銘柄の流動性及びリスク管理の観点よりポートフォリオを作成

↓

ポートフォリオ

4 決算時に、基準価額の水準等を勘案して、運用実績に応じた収益の分配を目指します。

ファンドの仕組み

「BNPパリバ・ブラジル・ファンド」は、ファミリーファンド方式で運用を行います。

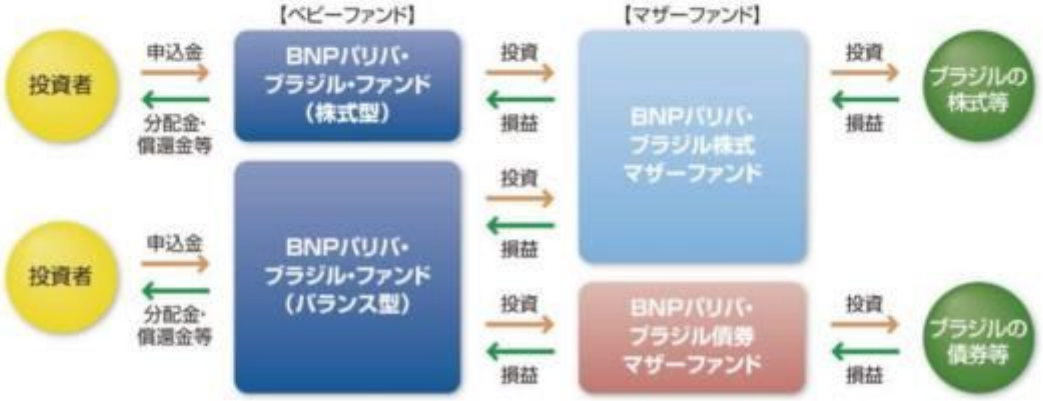

ファミリーファンド方式とは、投資者の皆さまの資金をまとめてベビーファンドとし、ベビーファンドの資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

資金動向、市況動向、その他の要因（償還の準備に入ったとき等を含みます。）等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

<BNPパリバ・ブラジル・ファンド(株式型)>

・株式への実質投資割合には、制限を設けません。
・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
・デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。

<BNPパリバ・ブラジル・ファンド(バランス型)>

・各マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
・株式への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の70%を超えないものとします。
・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
・デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。

分配方針

<BNPパリバ・ブラジル・ファンド(株式型)>

毎年5月10日、11月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益の分配を行います。

<BNPパリバ・ブラジル・ファンド(バランス型)>

毎年2月10日、5月10日、8月10日、11月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益の分配を行います。

■上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。
■分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
■分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合、分配を行わないこともあります。
■留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加的記載事項

[収益分配金に関する留意事項]

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

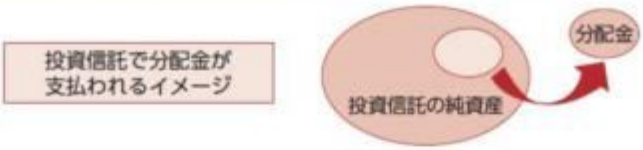

●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

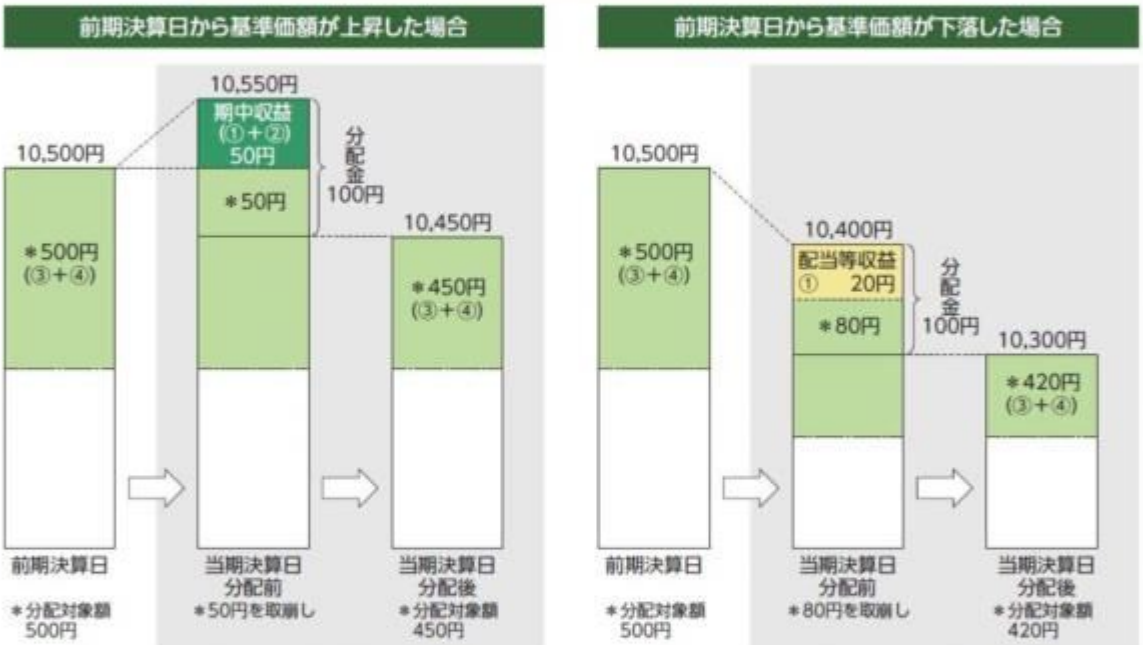

(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金及び④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

④　信託金限度額
・4,000億円を限度として信託金を追加することができます。
・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

2007年11月16日
・ファンドの信託契約締結、運用開始

2026年4月1日
・ファンドの委託会社としての業務をＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社からアクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社（ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社と合併し「ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社」に商号を変更）へ継承

（３）【ファンドの仕組み】

①　ファンドの仕組み

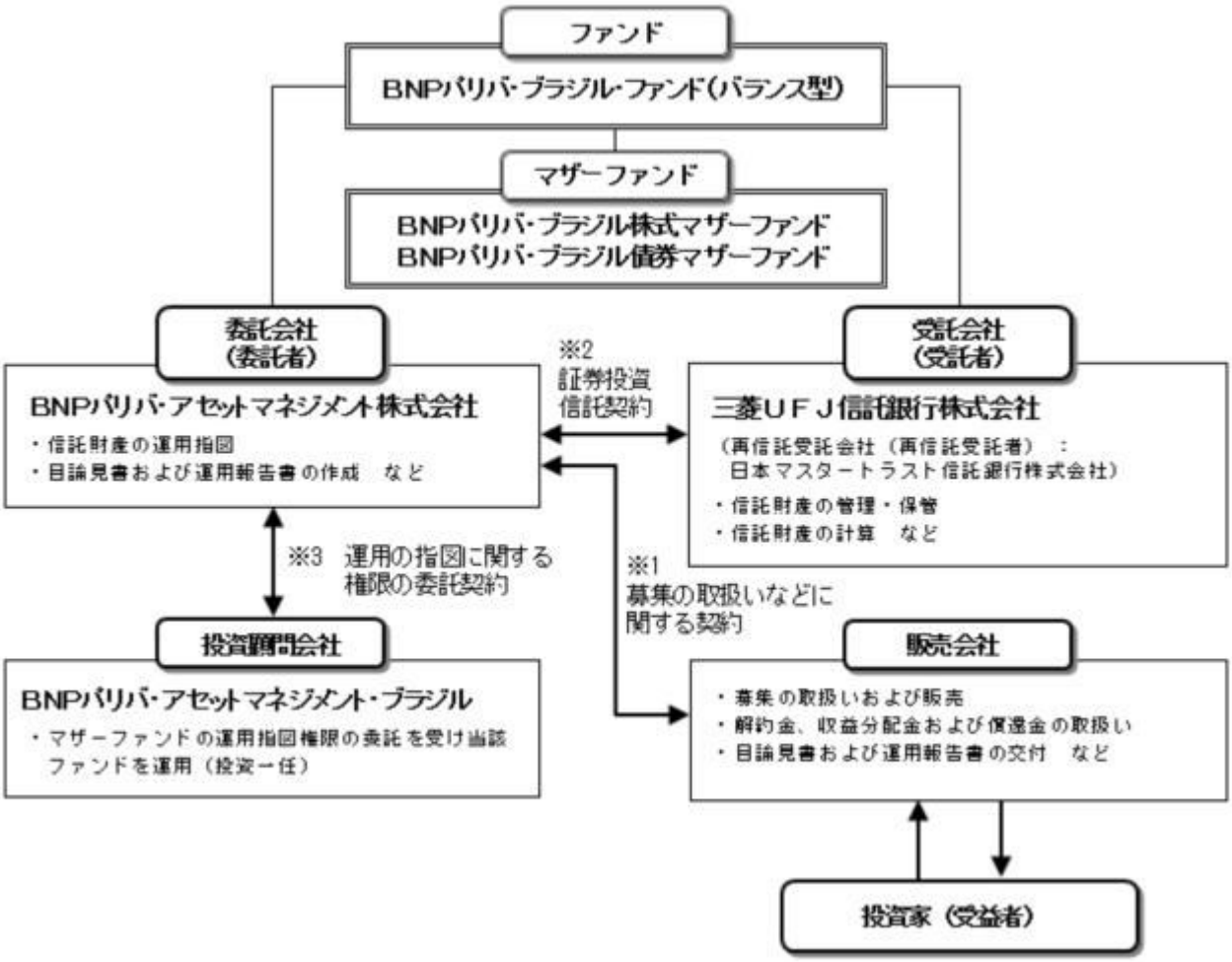

※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
※3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

②　委託会社の概況（2026年5月末現在）

１）資本金
4億5,000万円

２）沿革
1987年　ローゼンバーグ・アセット・マネジメント株式会社として日本において業務開始。
1988年　投資顧問業登録、及び、投資一任業認可取得。
1996年　「ローゼンバーグ・ノムラ・アセット・マネジメント株式会社」に商号を変更。
1999年　アクサ・グループとの資本・業務提携に伴い、「アクサ・ローゼンバーグ・インベストメント・マネジメント株式会社」に商号を変更。
2002年　アクサ・グループ内の「アクサ・インベストメント・マネージャーズ東京リミテッド」より、当該会社の投資顧問業務を事業譲受け。
2003年　投資信託委託業認可取得。「アクサ・インベストメント・マネージャーズ東京リミテッド」の投資信託委託業務を事業譲受け、同会社の日本における業務を統合。
2006年　証券業登録、商号を「アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社」に変更。投資顧問業務、投資信託委託業務、及び証券業務を併営。
2007年　第1種、第2種金融商品取引業、投資運用業、投資助言・代理業の登録。
2011年　「アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社」に商号を変更。
2025年　ＢＮＰパリバ・カーディフがアクサ・インベストメント・マネージャーズ・エスエーの全株式を取得したため、アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社はＢＮＰパリバ・グループの一員となった。
2026年　ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社と合併し「ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社」に商号を変更。

３）大株主の状況

株　主　名	住　所	所有株数	所有比率

BNP Paribas ASSET MANAGEMENT Holding ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント・ホールディング	フランス共和国 パリ　75009 ブルヴァーオスマン１	114,615株	100%

２【投資方針】

（１）【投資方針】

① 当ファンドは、ＢＮＰパリバ・ブラジル株式マザーファンド受益証券およびＢＮＰパリバ・ブラジル債券マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を通じて、主に、ブラジル連邦共和国（以下「ブラジル」といいます。）に本社を置く企業、もしくはブラジル国内にて主に事業活動を営む企業が発行する株式等、及びブラジル・レアル建ての公社債に実質的に投資を行い、中長期的に投資信託財産の成長を目指した運用を行います。ただし、上記の株式等以外に、投資対象企業のＡＤＲ（米国預託証書）やＧＤＲ（グローバル預託証書）等も投資対象とすることがあります。

② 各マザーファンド受益証券の組入比率は、純資産総額の概ね50％程度を基本とします。ただし、資金動向、市況動向等によっては、上記の組入れ比率より乖離する場合があります。また、株式および債券への実質的な組入れ比率は高位に保つことを基本とします。

③ 外貨建資産への実質的な投資にあたっては、原則として為替ヘッジは行いません。

④ 資金動向、市況動向、その他の要因（当初設定日直後、償還の準備に入ったとき等を含みます。）等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

＜ＢＮＰパリバ・ブラジル・ファンド（バランス型）＞

主として、各マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
　イ）有価証券
　ロ）デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。）
　ハ）金銭債権
　ニ）約束手形
２）次に掲げる特定資産以外の資産
　イ）為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主としてＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結された「ＢＮＰパリバ・ブラジル株式マザーファンド」および「ＢＮＰパリバ・ブラジル債券マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１）株券または新株引受権証書
２）国債証券
３）地方債証券
４）特別の法律により法人の発行する債券
５）社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６）特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７）特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８）協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９）特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10）コマーシャル・ペーパー
11）新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12）外国または外国の者の発行する証券または証書で、１）～11）の証券または証書の性質を有するもの
13）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
14）投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
15）外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
16）オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17）預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
18）外国法人が発行する譲渡性預金証書
19）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20）抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
21）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22）外国の者に対する権利で21）の有価証券の性質を有するもの
なお、１）の証券または証書、12）ならびに17）の証券または証書のうち１）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２）から６）までの証券および12）ならびに17）の証券または証書のうち２）から６）までの証券の性質を有するもの、および14）の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13）の証券および14）の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③　金融商品の指図範囲
委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
１）預金
２）指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３）コール・ローン
４）手形割引市場において売買される手形
５）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６）外国の者に対する権利で５）の権利の性質を有するもの

④　上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

＜ＢＮＰパリバ・ブラジル株式マザーファンド＞
主として、ブラジル連邦共和国（以下「ブラジル」といいます。）国内に本社を置く企業、及びブラジル国内にて主に事業活動を営む企業が発行する株式等を投資対象とします。

①　投資の対象とする資産の種類
この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
１）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ）有価証券
ロ）デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限ります。）
ハ）金銭債権
ニ）約束手形
２）次に掲げる特定資産以外の資産
イ）為替手形

②　有価証券の指図範囲
委託者（投資顧問会社を含みます。）は、信託金を、主として次に掲げる有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
１）株券または新株引受権証書
２）国債証券
３）地方債証券
４）特別の法律により法人の発行する債券
５）社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６）特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７）特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８）協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９）特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10）コマーシャル・ペーパー
11）新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12）外国または外国の者の発行する証券または証書で、１）～11）の証券または証書の性質を有するもの
13）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
14）投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
15）外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
16）オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17）預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
18）外国法人が発行する譲渡性預金証書
19）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20）抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
21）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22）外国の者に対する権利で21）の有価証券の性質を有するもの
なお、１）の証券または証書、12）ならびに17）の証券または証書のうち１）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２）から６）までの証券および12）ならびに17）の証券または証書のうち２）から６）までの証券の性質を有するもの、および14）の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13）の証券および14）の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③　金融商品の指図範囲
委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
１）預金
２）指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３）コール・ローン
４）手形割引市場において売買される手形
５）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６）外国の者に対する権利で５）の権利の性質を有するもの
④　上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

＜ＢＮＰパリバ・ブラジル債券マザーファンド＞
主として、ブラジル・レアル建ての公社債を主要投資対象として運用を行います。
①　投資の対象とする資産の種類
この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
１）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ）有価証券
ロ）デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限ります。）
ハ）金銭債権
ニ）約束手形
２）次に掲げる特定資産以外の資産
イ）為替手形
②　有価証券の指図範囲
委託者（投資顧問会社を含みます。）は、信託金を、主として次に掲げる有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
１）株券または新株引受権証書
２）国債証券
３）地方債証券
４）特別の法律により法人の発行する債券
５）社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６）特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７）特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８）協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９）特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10）コマーシャル・ペーパー
11）新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12）外国または外国の者の発行する証券または証書で、１）～11）の証券または証書の性質を有するもの
13）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
14）投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
15）外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
16）オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17）預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
18）外国法人が発行する譲渡性預金証書
19）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20）抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
21）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22）外国の者に対する権利で21）の有価証券の性質を有するもの
なお、１）の証券または証書、12）ならびに17）の証券または証書のうち１）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２）から６）までの証券および12）ならびに17）の証券または証書のうち２）から６）までの証券の性質を有するもの、および14）の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13）の証券および14）の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
③　金融商品の指図範囲
委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
１）預金
２）指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３）コール・ローン

４）手形割引市場において売買される手形
５）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６）外国の者に対する権利で５）の権利の性質を有するもの

④　上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

◆投資対象とするマザーファンドの概要
＜ＢＮＰパリバ・ブラジル株式マザーファンド＞

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、中長期的に信託財産の着実な成長を目的として運用を行います。
主な投資対象	主として、ブラジル連邦共和国（以下「ブラジル」といいます。）国内に本社を置く企業、及びブラジル国内にて主に事業活動を営む企業が発行する株式等を投資対象とします。
投資態度	①　当ファンドは、主として、ブラジルに本社を置く企業、もしくはブラジル国内にて主に事業活動を営む企業が発行する株式等に投資を行い、中長期的に投資信託財産の成長を目指した運用を行います。ただし、上記の株式等以外に、投資対象企業のＡＤＲ（米国預託証書）やＧＤＲ（グローバル預託証書）等も投資対象とすることがあります。 ②　投資する株式の選定においては、経済状況などを考慮しながら業種別の企業動向等の見通しを行うと同時に、定量および定性的な個別企業の分析を行い、バリュエーション上株価が割安と判断され、かつ企業収益が堅調であると考えられる株式を選択します。 ③　株式への組入比率は高位に保つことを基本とします。 ④　外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジは行いません。 ⑤　資金動向、市況動向、その他の要因（当初設定日直後、償還の準備に入ったとき等を含みます。）等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 ⑥　ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント・ブラジル（BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Brasil LTDA.）に運用指図に関する権限を委託します。
主な投資制限	①　株式への投資割合には制限を設けません。 ②　外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ③　デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。 ④　投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。 ⑤　一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

＜ＢＮＰパリバ・ブラジル債券マザーファンド＞

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目的として運用を行います。
主な投資対象	主として、ブラジル・レアル建ての公社債を主要投資対象として運用を行います。

投資態度	①　当ファンドは、主として、ブラジル・レアル建の公社債を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目的として運用を行います。 ②　投資する公社債は、主としてブラジル政府が発行する国債もしくはそれに準ずる債券とし、固定利付債券、変動利付債券、割引債券およびインフレ連動債券とします。国債もしくはそれに準ずる債券以外の債券にも投資することがあります。 ③　公社債の投資に当たっては、経済動向や金利動向に対する見通しに基づき運用を行います。 ④　投資する公社債の選定にあたっては、個別銘柄の利回り、バリュエーション、流動性ならびに発行条件等に基づき分散投資に努めます。 ⑤　外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジは行いません。 ⑥　資金動向、市況動向、その他の要因（当初設定日直後、償還の準備に入ったとき等を含みます。）等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 ⑦　ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント・ブラジル（BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Brasil LTDA.）に運用指図に関する権限を委託します。
主な投資制限	①　株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ②　外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ③　デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。 ④　投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。 ⑤　一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（３）【運用体制】

委託会社は、マザーファンドの運用の指図に関する権限をＢＮＰパリバ・アセットマネジメント・ブラジル（BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Brasil LTDA.）に委託します。
マザーファンドの株式や公社債等の売買の指図等は、ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント・ブラジル（BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Brasil LTDA.)が行います。

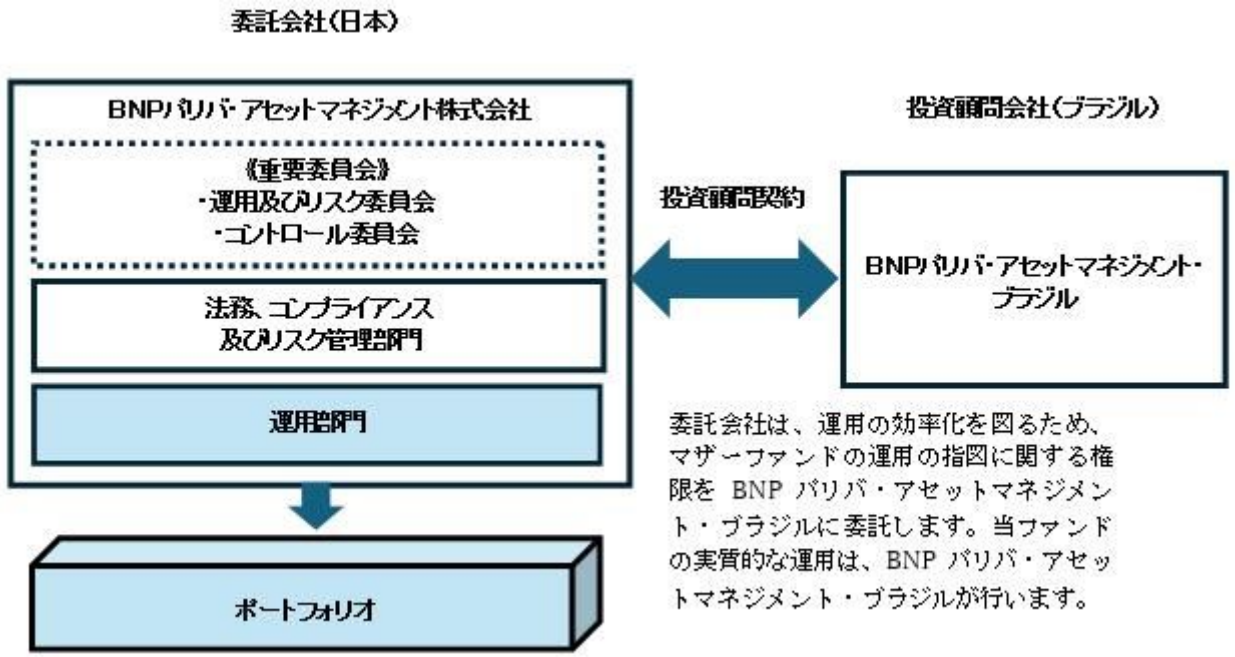

◆委託会社の運用体制

・運用部門（８名程度）
運用部門では、市場動向、ポートフォリオ、運用ガイドラインのモニタリング業務のほか、必要に応じて発注事務を行います。

・運用及びリスク委員会（６名程度）
パフォーマンスおよびリスクを含む運用管理の枠組み全体を監督するとともに、グループ内運用者および第三者運用者に対する監督を行います。また、投資環境や投資行動についての報告や投資運用活動に関する協議を行い、関連する重要な情報の共有を図ります。

・コントロール委員会（８名程度）
各部署における自主検査の実施状況及び結果の報告、オペレーショナル・リスク、コンプライアンス・リスクなどの管理状況の確認を行います。あわせて、当社における内部管理態勢、法令等遵守態勢及びリスク管理態勢の整備を確実なものとするために必要な協議を行い、関連する重要な情報の共有を図ります。

・法務、コンプライアンス及びリスク管理部門（５名程度）
取引内容の法令遵守状況の確認を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともにコントロール委員会等に報告を行います。また、法令遵守状況の監視及び定期的な確認、法令及びコンプライアンスに関する情報の役職員への提供、研修の実施等を行います。

◆委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、受託会社等につき、内部統制の整備及び運用状況についての報告書を受け取っております。

※上記体制は、2026年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

①　収益分配方針
毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。
１）分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
２）分配金額は、上記１）の範囲で、基準価額の水準、市況動向等を勘案して委託者が決定するものとします。ただし、分配対象額が少額の場合、分配を行わないこともあります。
３）留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

②　収益分配金の支払い
＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞
原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。
＜分配金受取りコース（一般コース）＞
毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

①　約款に定める投資制限
＜ＢＮＰパリバ・ブラジル・ファンド（バランス型）＞
１）各マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
２）外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
３）デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。
４）株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の70％を超えないものとします。

５）新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20％以下とします。
６）同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。
７）同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含めます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。
８）投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。
９）一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
10）投資する株式等の範囲
イ）委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
ロ）イ）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。
11）信用取引の指図範囲
イ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
ロ）イ）の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
ハ）信託財産の一部解約等の事由によりロ）の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
12）先物取引等の運用指図・目的・範囲
イ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国における店頭市場または外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引の指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
ロ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
13）スワップ取引の運用指図・目的・範囲
イ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
ロ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
ハ）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
ニ）委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
14）金利先渡取引の運用指図・目的・範囲
イ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
ロ）金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
ハ）金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
ニ）委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
ホ）14）において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
15）有価証券の貸付けの指図および範囲
イ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範

囲内で貸付けの指図をすることができます。
１．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
２．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
ロ）イ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
ハ）委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

16）有価証券の空売りの指図および範囲
イ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または約款第28条の規定において借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
ロ）イ）の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
ハ）信託財産の一部解約等の事由により、ロ）の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

17）有価証券の借入れの指図および範囲
イ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
ロ）イ）の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
ハ）信託財産の一部解約等の事由により、ロ）の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
ニ）イ）の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

18）特別な場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

19）外国為替予約取引の指図および範囲
イ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
ロ）イ）の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するための当該予約取引の指図については、この限りではありません。
ハ）ロ）の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
ニ）ロ）において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

20）資金の借入れ
イ）委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金ならびに償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。
ハ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
ニ）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

＜ＢＮＰパリバ・ブラジル株式マザーファンド＞
１）株式への投資割合には制限を設けません。
２）外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
３）デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。
４）新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20％以下とします。
５）同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。
６）同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含めます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。
７）投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

８）一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

９）投資する株式等の範囲

イ）委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

ロ）イ）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

10）信用取引の指図範囲

イ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ）イ）の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ）信託財産の一部解約等の事由によりロ）の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

11）先物取引等の運用指図・目的・範囲

イ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国における店頭市場または外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引の指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

12）スワップ取引の運用指図・目的・範囲

イ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

ロ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ）委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

13）金利先渡取引の運用指図・目的・範囲

イ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ロ）金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ）金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ）委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ）13）において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

14）有価証券の貸付けの指図および範囲

イ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

１．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

２．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ロ）イ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ）委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

15）有価証券の空売りの指図および範囲

イ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または約款第26条の規定において借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
ロ）イ）の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
ハ）信託財産の一部解約等の事由により、ロ）の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

16）有価証券の借入れの指図および範囲
イ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行うものとします。
ロ）イ）の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
ハ）信託財産の一部解約等の事由により、ロ）の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
ニ）イ）の借入れに係る品借料は信託財産中より支弁します。

17）特別な場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

18）外国為替予約取引の指図および範囲
イ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
ロ）イ）の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するための当該予約取引の指図については、この限りではありません。
ハ）ロ）の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

＜ＢＮＰパリバ・ブラジル債券マザーファンド＞

１）株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以下とします。
２）外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
３）デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。
４）新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以下とします。
５）同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。
６）同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。
７）同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含めます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。
８）投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。
９）一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

10）投資する株式等の範囲
イ）委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
ロ）イ）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

11）信用取引の指図範囲
イ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
ロ）イ）の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
ハ）信託財産の一部解約等の事由によりロ）の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

12）先物取引等の運用指図・目的・範囲
イ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第

８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国における店頭市場または外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引の指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
ロ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
13）スワップ取引の運用指図・目的・範囲
イ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
ロ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
ハ）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
ニ）委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
14）金利先渡取引の運用指図・目的・範囲
イ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
ロ）金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
ハ）金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
ニ）委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
ホ）14）において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
15）有価証券の貸付けの指図および範囲
イ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
１．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
２．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
ロ）イ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
ハ）委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
16）有価証券の空売りの指図および範囲
イ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または約款第26条の規定において借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
ロ）イ）の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
ハ）信託財産の一部解約等の事由により、ロ）の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
17）有価証券の借入れの指図および範囲
イ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行うものとします。
ロ）イ）の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
ハ）信託財産の一部解約等の事由により、ロ）の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
ニ）イ）の借入れに係る品借料は信託財産中より支弁します。
18）特別な場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
19）外国為替予約取引の指図および範囲
イ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
ロ）イ）の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するための当該予約取引の指図については、この限りではあ

りません。
ハ）ロ）の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

② 法令による投資制限
同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）
同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

当ファンドはリスク商品であり、投資元本は保証されていません。したがって、換金時に投資元本を下回ることがあります。また収益や投資利回り等は未確定の商品です。

（1）ファンドのリスク特性
当ファンドは、主にマザーファンドへの投資を通じて、外国の株式や債券など値動きのある有価証券に投資しますので、組入れた有価証券の値動きや為替相場の変動などの影響により、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、当ファンドは、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

1）受益者は、当ファンドの基準価額が、市場における価格変動によって、上昇したり下落したりするということ、また権利行使に制限があることに注意をはらう必要があります。
以下は、主なリスクとその要因及び権利行使の制限に関する説明です。

① 価格変動リスク
当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて主にブラジルの株式や債券など値動きのある有価証券に投資します。株式の価格は政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映して変動します。また、公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります）。組入株式の価格及び債券価格が下落した場合、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

② 信用リスク
株式の価格は、発行企業の信用状況によっても変動する場合があり、経営不安や倒産等の重大な危機に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることがあります。また、公社債の価格も発行体の信用状況よって変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利子及び償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、公社債の価格は大きく下落します（利子及び償還金が支払われないこともあります）。その結果、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

③ 為替変動リスク
当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクを伴います。原則として為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を直接的に受け、円高局面では当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

④ 流動性リスク
市場規模や取引量が少ない場合など、機動的に組入銘柄を売却できないことがあります。その結果、売却価格が大きく低下し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

⑤ カントリーリスク
当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて海外の有価証券に投資しますが、その国の政治・経済及び社会情勢等の変化により、金融・証券市場が混乱した場合に、当ファンドの基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。
ファンドが主に実質的に投資するブラジルの証券市場などの先進国以外の国の証券市場は、欧米等の先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。またそれらの国の経済状況は、先進国経済に比較して脆弱である可能性があります。
そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高の好転や悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが金融・証券市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。
上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。

⑥ 投資銘柄の集中リスク
当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、少数の銘柄に集中して投資する場合があります。このため株式市場もしくは債券市場全体の動きとは異なり、信託財産の価値が大きく上下することがあります。それにより当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

⑦ 追加設定・一部解約による資金流出入に伴うリスク
ファンドの追加設定及び一部解約による資金の流出入に伴い、基準価額が影響を受ける可能性があります。大量の追加設定もしくは一部解約が行われた場合、有価証券の売買手数料や市況もしくは取引量の影響等による市場実勢から乖離した価格での有価証券の組入れ及び売却を行う必要が生じると、当ファンドの基準価額はその影響を受けます。

⑧ ファミリーファンド方式にかかる留意点
当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドに追加設定・一部解約による資金の流出入が生じ、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合は、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

⑨ 権利行使の制限
当ファンドは、お申込日がサンパウロ証券取引所の休業日と同一の場合には、原則としてお申込み

はできません。
また、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受付けが取消しまたは中止されることがあります。

２）その他の留意点
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

３）租税に関するリスクファクター
外国の税法による源泉徴収が投資信託からの支払いに影響を与える可能性があります。
外国の税法により、その要求する情報を提供しない特定の投資家に対する支払いに対して、源泉徴収税が課される可能性があります。そのような源泉徴収に係る金額が、当投資信託に関係する支払いから源泉徴収される場合、投資信託委託会社又はその他の者が、追加での支払いを求められることはありません。投資しようとしている方は、「４ 手数料等及び税金 （５）課税上の取扱い ＜外国の税法に関する開示＞ 外国の税法」の部分をご参照ください。
外国の税法による報告により、投資家の当投資信託の保有に関して開示しなければならない場合があります。
外国の税法により、当投資信託の保有者の情報を集めて、関係する税務当局へ開示する必要がある場合があります。開示される情報は、投資家及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者の本人確認情報を含みますが、これに限られません。従って、上記のような情報の報告義務を投資信託委託会社が遵守するため、投資家は自己及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者についての情報に関する投資信託委託会社からの合理的な要求を遵守するよう求められることになります。投資家がそのような要求を遵守しない場合、当投資信託からの支払いに関して当該投資家について源泉徴収又は控除がされることがあります。また、投資信託の一部解約、強制的な売却をされることもあります。

４）投資信託に関する一般的なリスク
① 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が重大な不利益を被る可能性があります。
② 短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
③ 証券市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

５）以下の記載事項は、投資信託についての留意事項です。
・投資信託は預金または金融債ではありません。
・投資信託は保険契約ではありません。
・投資信託は預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。
・投資信託は元本及び利息を保証する商品ではありません。
・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。（販売会社は販売の窓口となります。）
・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。

（２）リスク管理体制
委託会社では、運用部門が、各ファンドのリスクが適切に管理されていることを確保するための第一線としての責任を負っています。運用部門内における第一線のリスク管理に加え、独立したリスク管理部門が、第二線として、各ファンドが晒される様々な投資リスク、すなわち市場リスク（為替エクスポージャーを含む）、信用リスク、カウンターパーティリスクおよび流動性リスク（緊急時の流動性対応計画を含む）ならびにインベストメント・コンプライアンスについて、モニタリングを行う責任を負っています。リスク管理部門は運用部門から完全に独立しており、グループのリスク管理部門の一部を構成しています。
オペレーション部門は、日々の取引、執行および決済等の事務的側面をモニタリングしています。
委託会社では、パフォーマンスおよびリスクを含む運用管理の枠組み全体を監督するとともに、グループ内運用者および第三者運用者に対する監督も行う運用及びリスク委員会を設置しています。
経営委員会は、流動性リスク管理の適切な実施を確保し、流動性リスク管理体制を監督しています。

※上記体制は2026年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

≪参考情報≫

■ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

BNPパリバ・ブラジル・ファンド(株式型)

BNPパリバ・ブラジル・ファンド(バランス型)

※上記の5年間の各月末における直近1年間の騰落率及び分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
※「分配金再投資基準価額」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。2021年6月末を10,000として指数化しております。

■当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

BNPパリバ・ブラジル・ファンド(株式型)

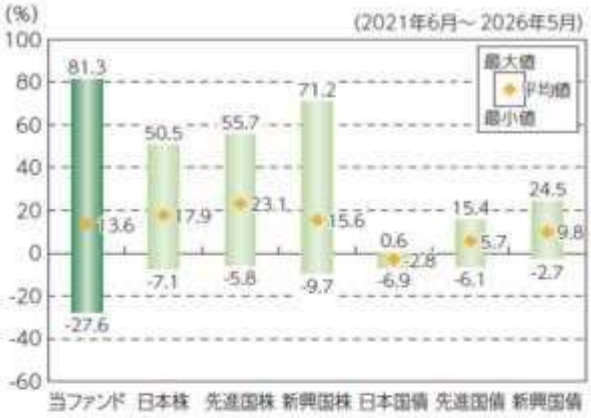

BNPパリバ・ブラジル・ファンド(バランス型)

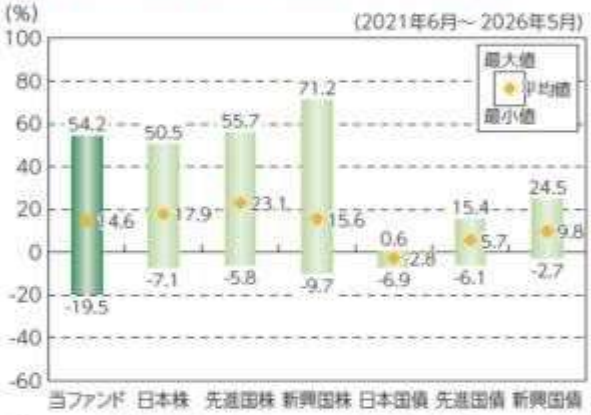

※当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるよう、上記の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
※当ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株・・・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株・・・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債・・・NOMURA-BPI国債
先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

(注1)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースのものを使用しております。
(注2)各指数等に関する著作権等の知的財産権は、開発元もしくは公表元に帰属します(東証株価指数(TOPIX):株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社、MSCIコクサイ・インデックス及びMSCIエマージング・マーケット・インデックス:MSCI Inc.、NOMURA-BPI国債:野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社、FTSE世界国債インデックス:FTSE Fixed Income LLC、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド:J.P.Morgan Securities LLC)。なお、各社は当ファンドの運用に関し一切責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社にお問い合わせください。
・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3.0%）が上限となっております。
・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。

・＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
・「ＢＮＰパリバ・ブラジル・ファンド」を構成する各ファンド（当ファンドを除きます。）の投資者が、保有する当該各ファンドの受益権を換金した手取金をもって当ファンドの受益権の取得申込みを行う場合（スイッチング（乗換え））の申込手数料は、無手数料とします。

※申込手数料は、購入時の商品説明及び事務手続きに要する費用等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。

（２）【換金（解約）手数料】

① 換金手数料
ありません。
② 信託財産留保額
ありません。

（３）【信託報酬等】

① 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.87%（税抜1.7%）の率を乗じて得た額とします。
② 信託報酬の配分
信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.7%	0.8%	0.8%	0.1%

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※委託会社の報酬には、ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント・ブラジルへの投資顧問報酬が含まれます。
なお、投資顧問報酬の額は、委託を受けた者と委託会社との間で別途合意されるところに従うものとします。
③ 支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

① 売買・保管等に要する費用
ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担します。
② 諸経費
信託財産に関する租税、監査法人等に支払うファンドの財務諸表の監査に要する費用、その他信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
ファンドにかかる監査費用ならびに当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて毎日、合理的な金額を、原則として当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
※「その他の手数料等」は、定時または随時に見直されるものや、運用資産の状況等により異なるものであるため、事前に料率・上限額等を表示することができません。

当ファンドの手数料等の合計額またはその上限については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。
・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。
・当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
① 個人受益者の場合

１）収益分配金に対する課税
収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

２）解約金および償還金に対する課税
解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

＊解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合
NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度です。
NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②　法人受益者の場合

１）収益分配金、解約金、償還金に対する課税
収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

２）益金不算入制度の適用
益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③　個別元本

１）各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

２）受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、１口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④　普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

１）収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

２）受益者が収益分配金を受け取る際

イ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

ハ）収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

＜分配金に関するイメージ図＞

イ）の場合

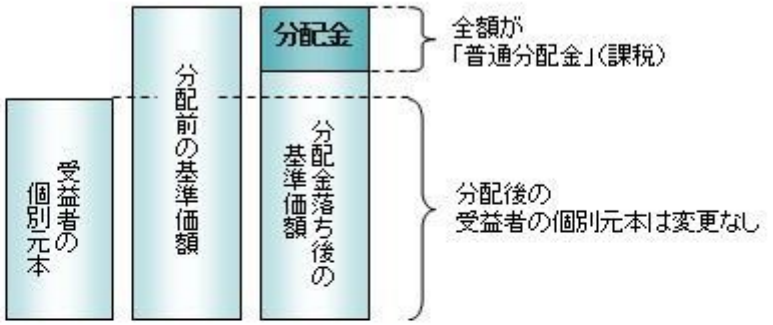

ロ）、ハ）の場合

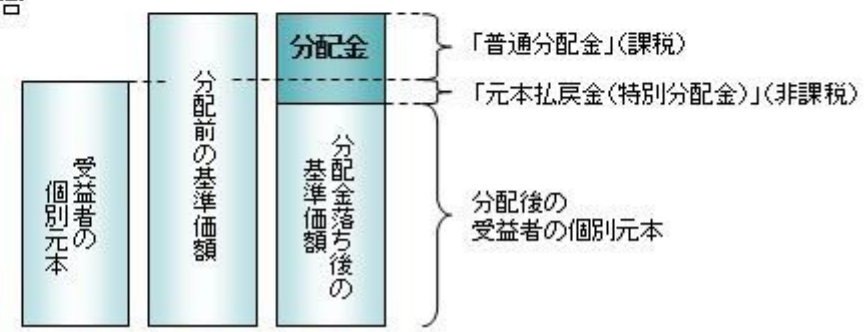

＜外国の税法に関する開示＞

外国の税法

外国の税法は、新しい報告体制を課し、金融機関が受け、又は行う、特定の支払いに対して源泉徴収がされる場合があります。当投資信託は金融機関に分類されます。

外国の税法に基づき、関係する税務当局へ投資家の特定の情報を報告する必要がある場合があります。開示される情報は、投資家及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者の本人確認情報を含みますが、これに限られません。従って、上記のような情報の報告義務を投資信託委託会社が遵守するため、投資家は自己及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者についての情報に関する投資信託委託会社からの合理的な要求を遵守するよう求められることになります。投資家がそのような要求を遵守しない場合、当投資信託からの支払いに関して当該投資家について源泉徴収又は控除がされることがあります。また、投資信託の一部解約、強制的な売却をされることもあります。

外国の税法の遵守のため、以下の通り各納税者に通知します。(A)ここに記載された税金に関する説明は、各納税者に課される外国の租税に関する罰則を回避する目的で書かれたものではなく、また、そのために利用することはできません。(B)このような税金の記載はここに記載された取引や事項を促進又は勧誘することを支援するために書かれています。(C)納税者は独立した税務アドバイザーから当該納税者の個別の状況に基づいたアドバイスを受けるべきです。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※上記は2026年5月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

≪参考情報≫

ファンドの総経費率

対象期間:2025年11月11日～2026年5月11日

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
BNPパリバ・ブラジル・ファンド(株式型)	2.11%	1.87%	0.24%
BNPパリバ・ブラジル・ファンド(バランス型)	2.09%	1.87%	0.22%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を、対象期間中の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。
※当ファンドの費用は、マザーファンドが支払った費用を含みます。
※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧下さい。

５【運用状況】

【ＢＮＰパリバ・ブラジル・ファンド（バランス型）】

以下の運用状況は2026年 5月29日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,947,149,174	98.80
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	23,611,866	1.20
合計(純資産総額)		1,970,761,040	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	ＢＮＰパリバ・ブラジル債券マザーファンド	292,409,443	3.4746	1,016,005,851	3.4347	1,004,338,713	50.96
2	日本	親投資信託受益証券	ＢＮＰパリバ・ブラジル株式マザーファンド	858,818,056	1.1770	1,010,828,851	1.0978	942,810,461	47.84

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	98.80
合計	98.80

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落ち）	（分配付き）	（分配落ち）	（分配付き）
第18特定期間末　(2016年11月10日)	4,831	4,858	5,478	5,508
第19特定期間末　(2017年 5月10日)	5,035	5,059	6,270	6,300
第20特定期間末　(2017年11月10日)	4,836	4,858	6,505	6,535
第21特定期間末　(2018年 5月10日)	4,192	4,212	6,031	6,061
第22特定期間末　(2018年11月12日)	3,786	3,805	6,023	6,053
第23特定期間末　(2019年 5月10日)	3,444	3,462	5,851	5,881
第24特定期間末　(2019年11月11日)	3,362	3,379	6,051	6,081
第25特定期間末　(2020年 5月11日)	1,979	1,994	3,890	3,920
第26特定期間末　(2020年11月10日)	2,252	2,266	4,628	4,658

第27特定期間末 (2021年 5月10日)	2,359	2,372	5,189	5,219
第28特定期間末 (2021年11月10日)	1,990	2,002	4,656	4,686
第29特定期間末 (2022年 5月10日)	2,236	2,248	5,797	5,827
第30特定期間末 (2022年11月10日)	2,376	2,386	6,723	6,753
第31特定期間末 (2023年 5月10日)	2,124	2,134	6,187	6,217
第32特定期間末 (2023年11月10日)	2,257	2,267	7,237	7,267
第33特定期間末 (2024年 5月10日)	2,101	2,110	7,270	7,300
第34特定期間末 (2024年11月11日)	1,761	1,769	6,434	6,464
第35特定期間末 (2025年 5月12日)	1,629	1,636	6,381	6,411
第36特定期間末 (2025年11月10日)	1,844	1,852	7,790	7,820
第37特定期間末 (2026年 5月11日)	2,064	2,070	9,370	9,400
2025年 5月末日	1,614	—	6,374	—
6月末日	1,663	—	6,606	—
7月末日	1,626	—	6,652	—
8月末日	1,699	—	6,987	—
9月末日	1,773	—	7,359	—
10月末日	1,805	—	7,606	—
11月末日	1,895	—	8,047	—
12月末日	1,791	—	7,731	—
2026年 1月末日	1,971	—	8,718	—
2月末日	2,044	—	9,097	—
3月末日	1,975	—	8,846	—
4月末日	2,074	—	9,394	—
5月末日	1,970	—	8,998	—

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	1万口当たりの分配金（円）
第18特定期間	2016年 5月11日～2016年11月10日	60
第19特定期間	2016年11月11日～2017年 5月10日	60
第20特定期間	2017年 5月11日～2017年11月10日	60
第21特定期間	2017年11月11日～2018年 5月10日	60
第22特定期間	2018年 5月11日～2018年11月12日	60
第23特定期間	2018年11月13日～2019年 5月10日	60
第24特定期間	2019年 5月11日～2019年11月11日	60
第25特定期間	2019年11月12日～2020年 5月11日	60
第26特定期間	2020年 5月12日～2020年11月10日	60
第27特定期間	2020年11月11日～2021年 5月10日	60
第28特定期間	2021年 5月11日～2021年11月10日	60
第29特定期間	2021年11月11日～2022年 5月10日	60
第30特定期間	2022年 5月11日～2022年11月10日	60
第31特定期間	2022年11月11日～2023年 5月10日	60
第32特定期間	2023年 5月11日～2023年11月10日	60

第33特定期間	2023年11月11日～2024年 5月10日	60
第34特定期間	2024年 5月11日～2024年11月11日	60
第35特定期間	2024年11月12日～2025年 5月12日	60
第36特定期間	2025年 5月13日～2025年11月10日	60
第37特定期間	2025年11月11日～2026年 5月11日	60

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第18特定期間	2016年 5月11日～2016年11月10日	21.31
第19特定期間	2016年11月11日～2017年 5月10日	15.55
第20特定期間	2017年 5月11日～2017年11月10日	4.70
第21特定期間	2017年11月11日～2018年 5月10日	△6.36
第22特定期間	2018年 5月11日～2018年11月12日	0.86
第23特定期間	2018年11月13日～2019年 5月10日	△1.86
第24特定期間	2019年 5月11日～2019年11月11日	4.44
第25特定期間	2019年11月12日～2020年 5月11日	△34.72
第26特定期間	2020年 5月12日～2020年11月10日	20.51
第27特定期間	2020年11月11日～2021年 5月10日	13.42
第28特定期間	2021年 5月11日～2021年11月10日	△9.12
第29特定期間	2021年11月11日～2022年 5月10日	25.79
第30特定期間	2022年 5月11日～2022年11月10日	17.01
第31特定期間	2022年11月11日～2023年 5月10日	△7.08
第32特定期間	2023年 5月11日～2023年11月10日	17.94
第33特定期間	2023年11月11日～2024年 5月10日	1.29
第34特定期間	2024年 5月11日～2024年11月11日	△10.67
第35特定期間	2024年11月12日～2025年 5月12日	0.11
第36特定期間	2025年 5月13日～2025年11月10日	23.02
第37特定期間	2025年11月11日～2026年 5月11日	21.05

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第18特定期間	2016年 5月11日～2016年11月10日	56,939,572	785,987,821
第19特定期間	2016年11月11日～2017年 5月10日	153,546,853	942,384,809
第20特定期間	2017年 5月11日～2017年11月10日	147,237,526	742,883,488
第21特定期間	2017年11月11日～2018年 5月10日	149,140,263	633,501,050
第22特定期間	2018年 5月11日～2018年11月12日	27,594,147	691,820,013
第23特定期間	2018年11月13日～2019年 5月10日	19,546,287	418,861,691
第24特定期間	2019年 5月11日～2019年11月11日	40,483,948	371,000,499
第25特定期間	2019年11月12日～2020年 5月11日	17,975,222	486,952,561
第26特定期間	2020年 5月12日～2020年11月10日	21,179,784	243,470,770
第27特定期間	2020年11月11日～2021年 5月10日	27,881,185	346,785,023

第28特定期間	2021年 5月11日～2021年11月10日	15,601,279	288,279,429
第29特定期間	2021年11月11日～2022年 5月10日	211,309,393	627,043,488
第30特定期間	2022年 5月11日～2022年11月10日	10,168,663	334,012,680
第31特定期間	2022年11月11日～2023年 5月10日	10,338,583	111,952,362
第32特定期間	2023年 5月11日～2023年11月10日	8,754,122	321,962,991
第33特定期間	2023年11月11日～2024年 5月10日	10,001,458	239,002,525
第34特定期間	2024年 5月11日～2024年11月11日	8,401,652	161,722,663
第35特定期間	2024年11月12日～2025年 5月12日	8,770,545	193,356,200
第36特定期間	2025年 5月13日～2025年11月10日	8,112,905	192,888,048
第37特定期間	2025年11月11日～2026年 5月11日	6,282,216	171,719,119

（参考）

ＢＮＰパリバ・ブラジル株式マザーファンド
以下の運用状況は2026年 5月29日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	ブラジル	5,329,758,513	97.11
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	158,353,103	2.89
合計(純資産総額)		5,488,111,616	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	ブラジル	株式	ITAU UNIBANCO HOLDING S-PREF	銀行	687,192	1,304.34	896,337,685	1,264.51	868,965,279	15.83
2	ブラジル	株式	VALE SA	素材	242,991	2,595.68	630,727,372	2,654.21	644,951,349	11.75
3	ブラジル	株式	PETROBRAS - PETROLEO BRAS-PR	エネルギー	417,900	1,437.12	600,573,465	1,343.86	561,600,924	10.23
4	ブラジル	株式	BANCO BTG PACTUAL SA-UNIT	金融サービス	246,800	1,838.89	453,838,204	1,716.58	423,652,060	7.72
5	ブラジル	株式	COMPANHIA PARANAENSE DE ENER	公益事業	919,500	480.05	441,406,726	456.80	420,033,489	7.65
6	ブラジル	株式	EQUATORIAL SA - ORD	公益事業	244,300	1,337.54	326,761,462	1,207.61	295,019,802	5.38
7	ブラジル	株式	BANCO BRADESCO SA-PREF	銀行	416,500	587.68	244,770,307	565.87	235,685,234	4.29
8	ブラジル	株式	ALLOS SA	不動産管理・開発	253,400	943.25	239,020,984	905.07	229,346,595	4.18
9	ブラジル	株式	AXIA ENERGIA	公益事業	134,600	1,857.25	249,986,910	1,665.99	224,243,577	4.09
10	ブラジル	株式	B3 SA-BRASIL BOLSA BALCAO	金融サービス	428,000	561.51	240,328,032	521.61	223,250,300	4.07
11	ブラジル	株式	DIRECIONAL ENGENHARIA SA	耐久消費財・アパレル	431,200	426.43	183,880,907	422.66	182,252,921	3.32

12	ブラジル	株式	ULTRAPAR PARTICIPACOES SA	一般消費財・サービス流通・小売り	206,100	953.44	196,505,028	850.70	175,329,917	3.19
13	ブラジル	株式	VALE SA-SP ADR	素材	57,820	2,653.74	153,439,627	2,637.90	152,523,638	2.78
14	ブラジル	株式	TELEFONICA BRASIL S.A.	電気通信サービス	131,200	1,173.10	153,910,771	1,062.19	139,359,779	2.54
15	ブラジル	株式	MULTIPLAN EMPREENDIMENTOS	不動産管理・開発	142,500	1,005.29	143,253,856	945.85	134,784,760	2.46
16	ブラジル	株式	PRIO SA	エネルギー	53,900	2,023.85	109,085,938	1,990.66	107,296,806	1.96
17	ブラジル	株式	REDE D'OR SAO LUIZ SA	ヘルスケア機器・サービス	88,800	1,211.09	107,544,810	1,089.69	96,765,064	1.76
18	ブラジル	株式	WEG SA	資本財	41,400	1,439.01	59,575,395	1,382.11	57,219,602	1.04
19	ブラジル	株式	SENDAS DISTRIBUIDORA SA	生活必需品流通・小売り	145,200	267.93	38,903,542	283.88	41,219,934	0.75
20	ブラジル	株式	CYRELA BRAZIL REALTY SA EMP	耐久消費財・アパレル	55,610	693.69	38,576,618	711.29	39,554,851	0.72
21	ブラジル	株式	ANIMA HOLDING SA	消費者サービス	370,800	105.27	39,034,929	104.63	38,800,030	0.71
22	ブラジル	株式	LOCALIZA RENT A CAR	運輸	28,000	1,378.09	38,586,689	1,353.66	37,902,602	0.69

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
株式	外国	エネルギー	12.19
		素材	14.53
		資本財	1.04
		運輸	0.69
		耐久消費財・アパレル	4.04
		消費者サービス	0.71
		一般消費財・サービス流通・小売り	3.19
		生活必需品流通・小売り	0.75
		ヘルスケア機器・サービス	1.76
		銀行	20.13
		金融サービス	11.79
		電気通信サービス	2.54
		公益事業	17.12
		不動産管理・開発	6.63
合計			97.11

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

ＢＮＰパリバ・ブラジル債券マザーファンド

以下の運用状況は2026年 5月29日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	ブラジル	998,630,005	99.43
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	5,701,513	0.57
合計(純資産総額)		1,004,331,518	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	ブラジル	国債証券	BRAZIL NTN-B 6% 28/8/15	1,440,000	14,527.08	209,190,017	14,593.08	210,140,494	6	2028/8/15	20.92
2	ブラジル	国債証券	BRAZIL NTN-B 6% 26/8/15	1,195,000	14,915.45	178,239,641	15,028.86	179,594,974	6	2026/8/15	17.88
3	ブラジル	国債証券	BRAZIL NTN-B 6% 27/5/15	1,000,000	14,998.54	149,985,479	14,687.79	146,877,968	6	2027/5/15	14.62
4	ブラジル	国債証券	BRAZIL NTN-F 10% 29/1/1	2,180,000	3,044.33	66,366,404	3,047.00	66,424,612	10	2029/1/1	6.61
5	ブラジル	国債証券	BRAZIL-LFT 0% 27/3/1	95,000	59,970.34	56,971,830	60,410.84	57,390,304	0	2027/3/1	5.71
6	ブラジル	国債証券	BRAZIL NTN-B 6% 30/8/15	326,000	14,177.39	46,218,294	14,188.01	46,252,920	6	2030/8/15	4.61
7	ブラジル	国債証券	BRAZIL NTN-B 6% 29/5/15	280,000	14,641.18	40,995,319	14,249.57	39,898,816	6	2029/5/15	3.97
8	ブラジル	国債証券	BRAZIL NTN-B 6% 32/8/15	280,000	13,913.88	38,958,870	13,891.93	38,897,408	6	2032/8/15	3.87
9	ブラジル	国債証券	BRAZIL NTN-B 6% 35/5/15	279,000	13,924.85	38,850,332	13,424.45	37,454,235	6	2035/5/15	3.73
10	ブラジル	国債証券	BRAZIL NTN-F 10% 27/1/1	1,140,000	3,205.30	36,540,510	3,222.95	36,741,690	10	2027/1/1	3.66
11	ブラジル	国債証券	BRAZIL NTN-F 10% 31/1/1	1,200,000	2,899.51	34,794,218	2,891.31	34,695,806	10	2031/1/1	3.45
12	ブラジル	国債証券	BRAZIL NTN-B 6% 31/5/15	215,000	14,276.69	30,694,895	13,873.32	29,827,639	6	2031/5/15	2.97
13	ブラジル	国債証券	BRAZIL-LTN 0% 32/1/1	1,950,000	1,533.21	29,897,720	1,505.78	29,362,847	―	2032/1/1	2.92
14	ブラジル	国債証券	BRAZIL-LTN 0% 29/1/1	1,200,000	2,264.39	27,172,734	2,248.87	26,986,557	―	2029/1/1	2.69
15	ブラジル	国債証券	BRAZIL-LFT 0% 30/3/1	30,000	59,821.50	17,946,452	60,279.11	18,083,735	0	2030/3/1	1.80

*記載されている数量は実際の額面を1,000倍しております。また簿価単価及び評価単価は実際の単価を10分の1にしております。

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
国債証券	99.43
合計	99.43

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

≪参考情報≫

運用実績 2026年5月29日現在

■基準価額・純資産の推移 ※基準価額は1万口当たり

BNPパリバ・ブラジル・ファンド(株式型)

基準価額	7,738円	純資産総額	46億円

BNPパリバ・ブラジル・ファンド(バランス型)

基準価額	8,998円	純資産総額	20億円

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を再投資したものとして算出しております。また、基準価額は信託報酬控除後です。

■分配の推移 ※1万口当たり(税引前)

BNPパリバ・ブラジル・ファンド(株式型)

2024年 5月	0円
2024年11月	0円
2025年 5月	0円
2025年11月	0円
2026年 5月	0円
設定来累計	200円

BNPパリバ・ブラジル・ファンド(バランス型)

2025年 5月	30円
2025年 8月	30円
2025年11月	30円
2026年 2月	30円
2026年 5月	30円
設定来累計	3,910円

■主要な資産の状況 ※純資産比率は、ファンドの純資産総額に対する比率です。

BNPパリバ・ブラジル・ファンド(株式型) 投資状況

資産の種類	国/地域	純資産比率(%)
BNPパリバ・ブラジル株式マザーファンド受益証券	日本	99.07
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.93
合 計		100.00

BNPパリバ・ブラジル・ファンド(バランス型) 投資状況

資産の種類	国/地域	純資産比率(%)
BNPパリバ・ブラジル債券マザーファンド受益証券	日本	50.96
BNPパリバ・ブラジル株式マザーファンド受益証券	日本	47.84
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.20
合 計		100.00

BNPパリバ・ブラジル株式マザーファンド 投資状況

資産の種類	国/地域	純資産比率(%)
株式	ブラジル	97.11
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.89
合 計		100.00

BNPパリバ・ブラジル債券マザーファンド 投資状況

資産の種類	国/地域	純資産比率(%)
国債証券	ブラジル	99.43
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.57
合 計		100.00

BNPパリバ・ブラジル株式マザーファンド 組入上位10銘柄

順位	銘柄名	業種	純資産比率(%)
1	ITAU UNIBANCO HOLDING S-PREF	銀行	15.83
2	VALE SA	素材	11.75
3	PETROBRAS - PETROLEO BRAS-PR	エネルギー	10.23
4	BANCO BTG PACTUAL SA-UNIT	金融サービス	7.72
5	COMPANHIA PARANAENSE DE ENER	公益事業	7.65
6	EQUATORIAL SA - ORD	公益事業	5.38
7	BANCO BRADESCO SA-PREF	銀行	4.29
8	ALLOS SA	不動産管理・開発	4.18
9	AXIA ENERGIA	公益事業	4.09
10	B3 SA-BRASIL BOLSA BALCAO	金融サービス	4.07

BNPパリバ・ブラジル債券マザーファンド 債券保有銘柄

順位	銘柄名	純資産比率(%)
1	BRAZIL NTN-B 6% 28/8/15	20.92
2	BRAZIL NTN-B 6% 26/8/15	17.88
3	BRAZIL NTN-B 6% 27/5/15	14.62
4	BRAZIL NTN-F 10% 29/1/1	6.61
5	BRAZIL-LFT 0% 27/3/1	5.71
6	BRAZIL NTN-B 6% 30/8/15	4.61
7	BRAZIL NTN-B 6% 29/5/15	3.97
8	BRAZIL NTN-B 6% 32/8/15	3.87
9	BRAZIL NTN-B 6% 35/5/15	3.73
10	BRAZIL NTN-F 10% 27/1/1	3.66

※当該銘柄は当ファンドの説明のためのものであり、当社が取得申込みの勧誘を行うものではありません。

■年間収益率の推移

BNPパリバ・ブラジル・ファンド(株式型)

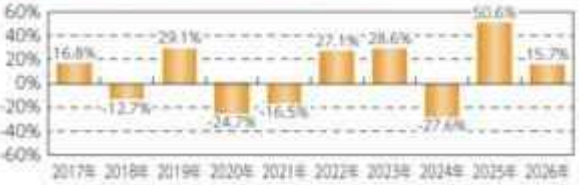

BNPパリバ・ブラジル・ファンド(バランス型)

※年間収益率を暦年ベースで表示しております。2026年は年初から5月末までの収益率です。
※収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして算出しております。また、当ファンドにはベンチマークはありません。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
※運用実績は、別途月次等で適時開示しており、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）申込方法
販売会社所定の方法でお申し込みください。
（２）コースの選択
収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞と＜分配金受取りコース（一般コース）＞の２通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。
＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞
収益分配金を自動的に再投資するコースです。
＜分配金受取りコース（一般コース）＞
収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。
※販売会社によっては、取扱コースの名称が異なる場合があります。
（３）スイッチング
・スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、売却するファンドと取得するファンドを同時に申込みいただきます。
・申込みの際に、スイッチングの旨をご指示ください。
・以下のファンド間でスイッチングを行なうことができます。
ＢＮＰパリバ・ブラジル・ファンド（株式型）
ＢＮＰパリバ・ブラジル・ファンド（バランス型）
※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
（４）申込みの受付
販売会社の営業日に受け付けます。
（５）取扱時間
原則として、午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
※販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
（６）取得申込不可日
販売会社の営業日であっても、取得申込日がサンパウロ証券取引所の休業日に該当する場合は、取得の申込み（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
（７）申込金額
取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
※＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。
（８）申込単位
販売会社が定める単位とします。
※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
（９）申込代金の支払い
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。
（10）受付の中止および取消
委託会社は、金融商品取引所※における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込み（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。
※金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。
（11）米国人投資家に係る制限
委託会社は米国において投資顧問業の登録を行っておりません。当ファンドは米国において投資手段として登録されておらず、また当ファンドの受益権は1933年米国証券法に基づいて登録されておらず、今後登録される予定もないため、当ファンドの受益権は以下に定義される制限対象者に対して募集または販売することができません。
制限対象者とは、(i) 米国内に所在する人または事業体（米国居住者を含む）、(ii) 米国または米国の州の法律が適用される企業またはその他事業体、(iii) 米国外に所在するすべての米国軍事関係者、または米国の政府もしくは政府関係機関に係るすべての従業員、または(iv) 1933年米国証券法（改正を含む。）におけるレギュレーションSにより「米国人(U.S. Person)」と定義されるその他のすべての者、を指します。
当ファンドは、1974年米国従業員退職所得保障法（改正を含む。）に基づくか否かを問わず、従業員給付制度またはその資産が従業員給付制度の資産の一部を構成する事業体である投資家からの取得の申込みは受け付けません。

２【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞
（１）解約の受付
販売会社の営業日に受け付けます。
（２）取扱時間
原則として、午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
※販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
（３）解約請求不可日
販売会社の営業日であっても、解約請求日がサンパウロ証券取引所の休業日に該当する場合は、解約請求（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
（４）解約制限
ありません。
（５）解約価額
解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞
ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社
電話番号：0120-996-222
受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時
ホームページ：https://www.bnpparibas-am.com/ja-jp/

（６）手取額
１口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。
※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（７）解約単位
1口単位
※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（８）解約代金の支払い
原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

（９）受付の中止および取消
・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

① 基準価額の算出
・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

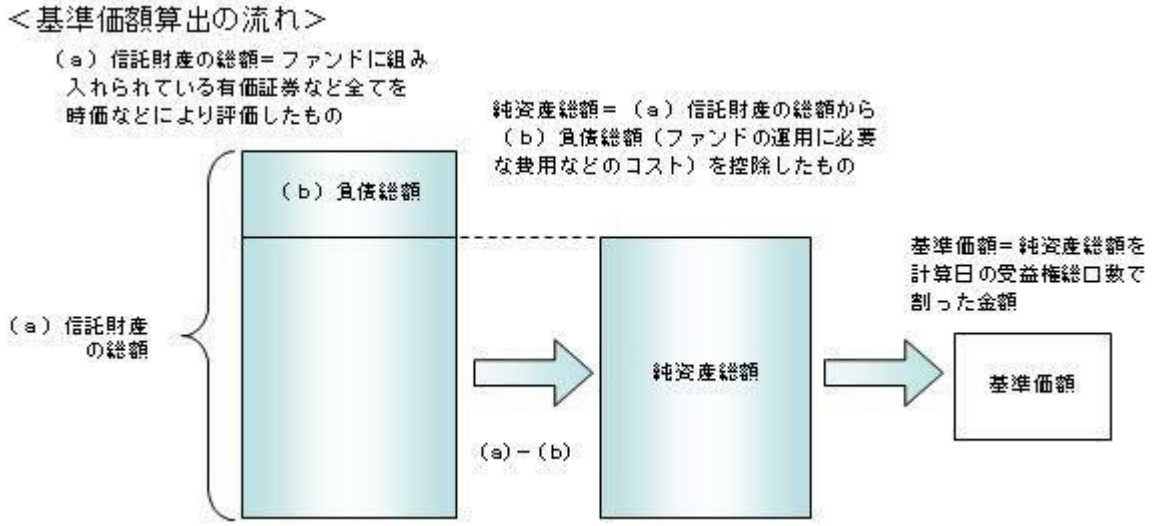

② 有価証券などの評価基準
・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。
＜主な資産の評価方法＞
◇マザーファンド受益証券
基準価額計算日の基準価額で評価します。
◇外国株式
原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場で評価します。
◇外国公社債
原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における以下のいずれかの価額で評価します。
・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
・金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）、銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。）
・価格情報会社の提供する価額

※残存期間１年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。
・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③　基準価額の照会方法
販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞
ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社
電話番号：0120-996-222
受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時
ホームページ：https://www.bnpparibas-am.com/ja-jp/

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限とします（2007年11月16日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

毎年２月11日から５月10日まで、５月11日から８月10日まで、８月11日から11月10日まで、および11月11日から翌年２月10日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

（５）【その他】

①　信託の終了（繰上償還）
１）委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
イ）受益者の解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
ロ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
ハ）やむを得ない事情が発生したとき
２）この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
３）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
イ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
ロ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
ハ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
ニ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
４）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

②　償還金について
・償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日まで）から受益者に支払います。
・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③　信託約款の変更など
１）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
２）この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
３）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④　書面決議
１）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の２週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
２）受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
３）書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行ないます。
４）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
５）当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

６）当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

＜書面決議の主な流れ＞

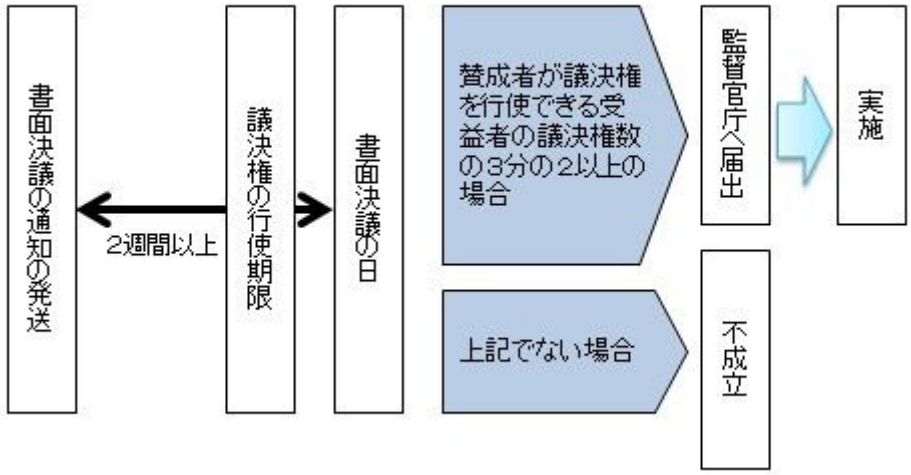

⑤　公告
公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。
ホームページアドレス　https://www.bnpparibas-am.com/ja-jp/
※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥　運用報告書の作成
・委託会社は、年２回（５月、11月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。
ホームページアドレス　https://www.bnpparibas-am.com/ja-jp/

⑦　関係法人との契約について
・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より１年間とします。ただし、期間満了の３ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に１年間延長されるものとし、以後も同様とします。
・投資顧問会社とのマザーファンドにおける運用の指図に関する権限の委託契約は、当該ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

⑧　他の受益者の氏名などの開示の請求の制限
受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。
１．他の受益者の氏名または名称および住所
２．他の受益者が有する受益権の内容

４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（１）収益分配金・償還金受領権
・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から５年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（２）解約請求権
受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

（３）帳簿閲覧権
受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

（１）　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）　当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

（３）　当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2025年11月11日から2026年 5月11日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

１【財務諸表】

【ＢＮＰパリバ・ブラジル・ファンド（バランス型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前特定期間末 2025年11月10日現在	当特定期間末 2026年 5月11日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	48,954,635	35,277,778
親投資信託受益証券	1,811,587,896	2,047,160,538
未収利息	469	579
流動資産合計	1,860,543,000	2,082,438,895
資産合計	1,860,543,000	2,082,438,895
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	7,104,869	6,608,558
未払解約金	394,909	2,203,068
未払受託者報酬	471,490	551,582
未払委託者報酬	7,543,832	8,825,292
その他未払費用	113,127	132,349
流動負債合計	15,628,227	18,320,849
負債合計	15,628,227	18,320,849
純資産の部		
元本等		
元本	2,368,289,834	2,202,852,931
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△523,375,061	△138,734,885
（分配準備積立金）	334,743,069	357,287,311
元本等合計	1,844,914,773	2,064,118,046
純資産合計	1,844,914,773	2,064,118,046
負債純資産合計	1,860,543,000	2,082,438,895

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前特定期間 自　2025年 5月13日 至　2025年11月10日	当特定期間 自　2025年11月11日 至　2026年 5月11日
営業収益		
受取利息	40,287	76,338
有価証券売買等損益	372,682,516	390,572,642
営業収益合計	372,722,803	390,648,980
営業費用		
受託者報酬	926,637	1,071,801
委託者報酬	14,826,173	17,148,713
その他費用	222,333	257,167
営業費用合計	15,975,143	18,477,681
営業利益又は営業損失（△）	356,747,660	372,171,299
経常利益又は経常損失（△）	356,747,660	372,171,299
当期純利益又は当期純損失（△）	356,747,660	372,171,299
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	5,392,904	4,583,120
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△923,835,620	△523,375,061
剰余金増加額又は欠損金減少額	66,208,474	31,477,264
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	66,208,474	31,477,264
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,671,153	1,042,728
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,671,153	1,042,728
分配金	14,431,518	13,382,539
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△523,375,061	△138,734,885

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	特定期間末日の取扱い 2026年 5月10日が休日のため、当特定期間末日を2026年 5月11日としております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

前特定期間末 2025年11月10日現在	当特定期間末 2026年5月11日現在
当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

期別		前特定期間末 2025年11月10日現在	当特定期間末 2026年 5月11日現在
１．	期首元本額	2,553,064,977円	2,368,289,834円
	期中追加設定元本額	8,112,905円	6,282,216円
	期中一部解約元本額	192,888,048円	171,719,119円
２．	特定期間の末日における受益権の総数	2,368,289,834口	2,202,852,931口
３．	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	523,375,061円	138,734,885円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前特定期間 自 2025年 5月13日 至 2025年11月10日	当特定期間 自 2025年11月11日 至 2026年 5月11日
１.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として当ファンドが投資する親投資信託受益証券の投資割合に応じた純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額を支弁しております。 年1万分の37	１.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として当ファンドが投資する親投資信託受益証券の投資割合に応じた純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額を支弁しております。 同左
２.分配金の計算過程 2025年 5月13日 2025年 8月12日 費用控除後の配当等収益額 A 19,262,059円 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 B 0円 収益調整金額 C 20,205,486円 分配準備積立金額 D 317,483,728円 当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 356,951,273円 当ファンドの期末残存口数 F 2,442,216,360口 1万口当たり収益分配対象額 G=E/F×10,000 1,461円 1万口当たり分配金額 H 30円 収益分配金金額 I=F×H/10,000 7,326,649円 2025年 8月13日 2025年11月10日 費用控除後の配当等収益額 A 22,832,348円 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 B 0円 収益調整金額 C 20,043,554円 分配準備積立金額 D 319,015,590円 当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 361,891,492円 当ファンドの期末残存口数 F 2,368,289,834口 1万口当たり収益分配対象額 G=E/F×10,000 1,528円 1万口当たり分配金額 H 30円 収益分配金金額 I=F×H/10,000 7,104,869円	２.分配金の計算過程 2025年11月11日 2026年 2月10日 費用控除後の配当等収益額 A 41,901,844円 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 B 0円 収益調整金額 C 19,629,810円 分配準備積立金額 D 318,651,585円 当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 380,183,239円 当ファンドの期末残存口数 F 2,257,993,773口 1万口当たり収益分配対象額 G=E/F×10,000 1,683円 1万口当たり分配金額 H 30円 収益分配金金額 I=F×H/10,000 6,773,981円 2026年 2月11日 2026年 5月11日 費用控除後の配当等収益額 A 19,152,910円 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 B 0円 収益調整金額 C 19,559,270円 分配準備積立金額 D 344,742,959円 当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 383,455,139円 当ファンドの期末残存口数 F 2,202,852,931口 1万口当たり収益分配対象額 G=E/F×10,000 1,740円 1万口当たり分配金額 H 30円 収益分配金金額 I=F×H/10,000 6,608,558円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

期別 項目	前特定期間 自 2025年 5月13日 至 2025年11月10日	当特定期間 自 2025年11月11日 至 2026年 5月11日
１.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。	同左
２.金融商品の内容及び金融商品に係る　　リスク	当ファンドが親投資信託受益証券を通じて実質的に保有する金融商品の種類は、有価証券（株式、国債証券）、デリバティブ取引（為替予約取引）、金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスクを有しております。	同左
３.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、金融商品に係るリスク全般について複数の部署及び会議体において組織的に管理を行っております。これら金融商品に係るリスクについては、運用委員会により定期的に検証を行い、その結果に基づき関連所轄部門に対する是正勧告を行っております。また、運用部門においては、運用管理の一環として、個別銘柄のチェックやポートフォリオのモニタリングを行っております。さらに、フロント・オフィスとバック・オフィスが分離されていることに加えて、独立したリスク管理部門及び法務・コンプライアンス部によるリスク管理体制が敷かれています。	同左
４.金融商品の時価等に関する事項の補　　足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

期別 項目	前特定期間末 2025年11月10日現在	当特定期間末 2026年 5月11日現在
１.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
２.時価の算定方法	有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 デリバティブ取引等 該当事項はありません。 上記以外の金融商品 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、短期間で決済されることから、当該帳簿価額を時価としております。	有価証券 同左 デリバティブ取引等 同左 上記以外の金融商品 同左

（有価証券に関する注記）

前特定期間末（2025年11月10日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	234,214,246
合計	234,214,246

当特定期間末（2026年 5月11日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	116,494,583
合計	116,494,583

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

前特定期間末 2025年11月10日現在		当特定期間末 2026年 5月11日現在	
1口当たり純資産額	0.7790円	1口当たり純資産額	0.9370円
(1万口当たり純資産額)	(7,790円)	(1万口当たり純資産額)	(9,370円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表
(1)株式
該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	ＢＮＰパリバ・ブラジル株式マザーファンド	858,818,056	1,010,828,851	
	ＢＮＰパリバ・ブラジル債券マザーファンド	298,259,278	1,036,331,687	
合計		1,157,077,334	2,047,160,538	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数字は、証券数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

（参考）
当ファンドは「ＢＮＰパリバ・ブラジル株式マザーファンド」受益証券及び「ＢＮＰパリバ・ブラジル債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託の受益証券であります。
なお、同親投資信託の状況は次のとおりであります。

「ＢＮＰパリバ・ブラジル株式マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

ＢＮＰパリバ・ブラジル株式マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	2025年11月10日現在	2026年 5月11日現在
資産の部		
流動資産		
預金	11,758,503	49,810,823
コール・ローン	3,068,164	17,637,880
株式	5,280,703,115	5,847,915,493
未収配当金	36,680,625	42,979,787
未収利息	29	289
流動資産合計	5,332,210,436	5,958,344,272
資産合計	5,332,210,436	5,958,344,272
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	-	-

	2025年11月10日現在	2026年 5月11日現在
負債合計	-	-
純資産の部		
元本等		
元本	5,668,861,699	5,062,378,164
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	△336,651,263	895,966,108
元本等合計	5,332,210,436	5,958,344,272
純資産合計	5,332,210,436	5,958,344,272
負債純資産合計	5,332,210,436	5,958,344,272

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
２.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
３.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条及び第61条に基づき処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

2025年11月10日現在	2026年5月11日現在
本報告書開示対象ファンドの当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本報告書開示対象ファンドの当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

期別		2025年11月10日現在	2026年 5月11日現在
１.	本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	6,309,914,159円	5,668,861,699円
	同期中における追加設定元本額	－円	－円
	同期中における一部解約元本額	641,052,460円	606,483,535円
	同期末における元本の内訳		
	ＢＮＰパリバ・ブラジル・ファンド（株式型）	4,686,544,877円	4,203,560,108円
	ＢＮＰパリバ・ブラジル・ファンド（バランス型）	982,316,822円	858,818,056円
	計	5,668,861,699円	5,062,378,164円
２.	本報告書における開示対象ファンドの特定期間の末日における受益権の総数	5,668,861,699口	5,062,378,164口
３.	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	336,651,263円	－

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

期別 項目	自 2025年 5月13日 至 2025年11月10日	自 2025年11月11日 至 2026年 5月11日
１.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。	同左
２.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券（株式）、デリバティブ取引（為替予約取引）、金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスクを有しております。 当ファンドが行うデリバティブ取引については、信託財産に属する外貨建資金の受渡しを行う際の円貨額を確定させるため、為替予約取引を行っております。	同左
３.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表「（金融商品に関する注記）」に記載しております。	同左

４.金融商品の時価等に関する事項の補　　足説明	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表「（金融商品に関する注記）」に記載しております。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

期別 項目	2025年11月10日現在	2026年 5月11日現在
１.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 ２.時価の算定方法	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 デリバティブ取引等 該当事項はありません。 上記以外の金融商品 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、短期間で決済されることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左 有価証券 同左 デリバティブ取引等 同左 上記以外の金融商品 同左

（有価証券に関する注記）
（2025年11月10日現在）
売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	658,974,653
合計	658,974,653

（2026年 5月11日現在）
売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	230,568,268
合計	230,568,268

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

2025年11月10日現在		2026年 5月11日現在	
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9406円 (9,406円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1770円 (11,770円)

附属明細表

第１　有価証券明細表
(1)株式

通 貨	銘　柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	VALE SA-SP ADR	47,620	16.63	791,920.60	
米ドル 小計		47,620		791,920.60 (124,339,453)	
ブラジルレアル	PETROBRAS - PETROLEO BRAS-PR	388,000	45.67	17,719,960.00	
	PRIO SA	54,200	63.27	3,429,234.00	
	VALE SA	200,191	81.49	16,313,564.59	

	EMBRAER SA	75,700	73.78	5,585,146.00	
	WEG SA	105,900	45.52	4,820,568.00	
	MOVIDA PARTICIPACOES SA	161,000	11.74	1,890,140.00	
	CONSTRUTORA TENDA SA	206,700	30.20	6,242,340.00	
	CYRELA BRAZIL REALTY SA EMP	90,010	22.33	2,009,923.30	
	CYRELA BRAZIL REALTY SA-PREF	27,738	20.48	568,074.24	
	ANIMA HOLDING SA	439,500	3.84	1,687,680.00	
	ULTRAPAR PARTICIPACOES SA	206,100	30.16	6,215,976.00	
	SENDAS DISTRIBUIDORA SA	95,400	9.28	885,312.00	
	REDE D'OR SAO LUIZ SA	88,800	38.31	3,401,928.00	
	BANCO BRADESCO SA-PREF	466,300	18.59	8,668,517.00	
	ITAU UNIBANCO HOLDING S-PREF	687,192	41.26	28,353,541.92	
	B3 SA-BRASIL BOLSA BALCAO	476,300	17.93	8,540,059.00	
	BANCO BTG PACTUAL SA-UNIT	219,900	58.65	12,897,135.00	
	TELEFONICA BRASIL S.A.	241,000	38.36	9,244,760.00	
	AXIA ENERGIA	214,100	58.75	12,578,375.00	
	COMPANHIA PARANAENSE DE ENER	487,200	15.47	7,536,984.00	
	EQUATORIAL SA - ORD	244,300	42.31	10,336,333.00	
	ALLOS SA	158,000	30.35	4,795,300.00	
	MULTIPLAN EMPREENDIMENTOS	142,500	31.80	4,531,500.00	
ブラジルレアル 小計		5,476,031		178,252,351.05 (5,723,576,040)	
合　計		5,523,651		5,847,915,493 (5,847,915,493)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計欄における( )内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内書で表示しております。

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式	1銘柄	100.0%	2.1%
ブラジルレアル	株式	23銘柄	100.0%	97.9%

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「ＢＮＰパリバ・ブラジル債券マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

ＢＮＰパリバ・ブラジル債券マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	2025年11月10日現在	2026年 5月11日現在
資産の部		
流動資産		
預金	2,522,049	3,676,192
コール・ローン	657,693	905,542
国債証券	884,428,603	1,031,735,898
未収利息	6	14
流動資産合計	887,608,351	1,036,317,646
資産合計	887,608,351	1,036,317,646
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	-	-
負債合計	-	-
純資産の部		
元本等		
元本	304,825,267	298,259,278
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	582,783,084	738,058,368
元本等合計	887,608,351	1,036,317,646
純資産合計	887,608,351	1,036,317,646
負債純資産合計	887,608,351	1,036,317,646

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 （１）金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 （２）金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 （３）時価が入手できなかった有価証券 適切な時価を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額、もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
２.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
３.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条及び第61条に基づき処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

2025年11月10日現在	2026年5月11日現在
本報告書開示対象ファンドの当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本報告書開示対象ファンドの当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

期別		2025年11月10日現在	2026年 5月11日現在
１．	本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	321,676,540円	304,825,267円
	同期中における追加設定元本額	－円	－円
	同期中における一部解約元本額	16,851,273円	6,565,989円
	同期末における元本の内訳		

	ＢＮＰパリバ・ブラジル・ファンド（バランス型）	304,825,267円	298,259,278円
	計	304,825,267円	298,259,278円
２．	本報告書における開示対象ファンドの特定期間の末日における受益権の総数	304,825,267口	298,259,278口

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

期別 項目	自 2025年 5月13日 至 2025年11月10日	自 2025年11月11日 至 2026年 5月11日
１.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。	同左
２.金融商品の内容及び金融商品に係る　　リスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券（国債証券）、デリバティブ取引（為替予約取引）、金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスクを有しております。 当ファンドが行うデリバティブ取引については、信託財産に属する外貨建資金の受渡しを行う際の円貨額を確定させるため、為替予約取引を行っております。	同左
３.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表「（金融商品に関する注記）」に記載しております。	同左
４.金融商品の時価等に関する事項の補　　足説明	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表「（金融商品に関する注記）」に記載しております。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

期別 項目	2025年11月10日現在	2026年 5月11日現在
１.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
２.時価の算定方法	有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 デリバティブ取引等 該当事項はありません。 上記以外の金融商品 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、短期間で決済されることから、当該帳簿価額を時価としております。	有価証券 同左 デリバティブ取引等 同左 上記以外の金融商品 同左

（有価証券に関する注記）

（2025年11月10日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	17,638,178
合計	17,638,178

（2026年 5月11日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	36,380,481
合計	36,380,481

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

2025年11月10日現在		2026年 5月11日現在	
1口当たり純資産額	2.9119円	1口当たり純資産額	3.4746円
(1万口当たり純資産額)	(29,119円)	(1万口当たり純資産額)	(34,746円)

附属明細表

第１　有価証券明細表
(1)株式
該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種　類	通貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	ブラジルレアル	BRAZIL NTN-B 6% 26/8/15	1,195,000.00	5,638,193.31	
		BRAZIL NTN-B 6% 27/5/15	1,000,000.00	4,744,439.10	
		BRAZIL NTN-B 6% 28/8/15	1,440,000.00	6,617,235.91	
		BRAZIL NTN-B 6% 29/5/15	280,000.00	1,296,790.83	
		BRAZIL NTN-B 6% 30/8/15	326,000.00	1,462,007.41	
		BRAZIL NTN-B 6% 31/5/15	215,000.00	970,961.07	
		BRAZIL NTN-B 6% 32/8/15	280,000.00	1,232,372.53	
		BRAZIL NTN-B 6% 35/5/15	329,000.00	1,449,181.00	
		BRAZIL NTN-F 10% 27/1/1	1,140,000.00	1,155,873.38	
		BRAZIL NTN-F 10% 29/1/1	2,180,000.00	2,099,345.66	
		BRAZIL NTN-F 10% 31/1/1	1,200,000.00	1,100,633.55	
		BRAZIL-LFT 0% 27/3/1	105,000.00	1,991,878.16	
		BRAZIL-LFT 0% 30/3/1	30,000.00	567,693.96	
		BRAZIL-LTN 0% 29/1/1	1,200,000.00	859,545.76	
		BRAZIL-LTN 0% 32/1/1	1,950,000.00	945,744.27	
	ブラジルレアル 小計		12,870,000.00	32,131,895.90 (1,031,735,898)	
合計				1,031,735,898 (1,031,735,898)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位:円）であります。
(注2)合計欄における( )内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内書で表示しております。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
ブラジルレアル	国債証券　15銘柄	100.0%	100.0%

第２ 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

２【ファンドの現況】
以下のファンドの現況は2026年 5月29日現在です。

【ＢＮＰパリバ・ブラジル・ファンド（バランス型）】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	1,975,712,228円
Ⅱ　負債総額	4,951,188円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,970,761,040円
Ⅳ　発行済口数	2,190,246,121口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.8998円
（1万口当たり純資産額）	（8,998円）

（参考）

ＢＮＰパリバ・ブラジル株式マザーファンド

純資産額計算書

Ⅰ　資産総額	5,488,111,616円
Ⅱ　負債総額	―円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	5,488,111,616円
Ⅳ　発行済口数	4,999,098,467口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0978円
（1万口当たり純資産額）	（10,978円）

ＢＮＰパリバ・ブラジル債券マザーファンド

純資産額計算書

Ⅰ　資産総額	1,004,331,518円
Ⅱ　負債総額	―円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,004,331,518円
Ⅳ　発行済口数	292,409,443口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	3.4347円
（1万口当たり純資産額）	（34,347円）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】
（１）名義書換
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。
（２）受益者に対する特典
該当事項はありません。
（３）譲渡制限の内容
①　譲渡制限はありません。
②　受益権の譲渡
・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律

の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③　受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（４）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

（５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額（2026年5月末現在）

①　資本金の額　：　4億5,000万円
②　発行可能株式総数　：　140,000株
③　発行済株式総数　：　114,615株
④　最近5年間における主な資本金の額の増減　：　該当事項はありません。

（２）委託会社の機構（2026年5月末現在）

①　委託会社の機構

会社の意思決定機関として取締役会を設置しています。取締役会は、株主総会において選任された３名以上の取締役（各取締役の任期は選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までです。）から構成され、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。取締役会は、原則として代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故があるときは、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わります。取締役会の決議は、原則として、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数によって行います。

また、取締役会が決定した会社の経営方針を執行するために必要となる重要な事項についての審議及び意思決定を的確に行うことにより効果的な経営の推進を図ることを目的として、経営委員会を設置しています。

②　投資運用の意思決定機構

◆委託会社の運用体制

・運用部門

運用計画の策定、運用の意思決定、取引の発注、市場動向、ポートフォリオ、運用ガイドライン等のモニタリングを行います。

・運用及びリスク委員会

パフォーマンスおよびリスクを含む運用管理の枠組み全体を監督するとともに、グループ内運用者および第三者運用者に対する監督を行います。また、投資環境や投資行動についての報告及び投資運用活動や投資リスクに関する協議を行い、関連する重要な情報を共有し、それによって日常業務におけるリスク管理を効果的に推進します。

・法務、コンプライアンス及びリスク管理部門

取引内容の法令遵守状況の確認を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともにコントロール委員会等に報告を行います。また、法令遵守状況の監視及び定期的な確認、法令及びコンプライアンスに関する情報の役職員への提供、研修の実施等を行います。

・コントロール委員会

各部署における自主検査の実施状況及び結果の報告、オペレーショナル・リスク、コンプライアンス・リスクなどの管理状況の確認を行います。あわせて、当社における内部管理態勢、法令等遵守態勢及びリスク管理態勢の整備を確実なものとするために必要な協議を行い、関連する重要な情報の共有を図ります。

◆運用の意思決定プロセス

１）運用部門が独自に行う調査及びＢＮＰパリバグループの資産運用部門が提供する内外の経済情勢及び個別企業の分析情報に基づき、運用部門において投資環境（内外経済・産業動向・株式及び債券市場・為替市場等）の分析を行います。

２）運用部門のファンド・マネジャーは、以上の分析結果をふまえ、各ファンドの運用の基本方針にしたがって具体的な投資方針を決定し、その投資方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。

３）運用を外部に委託するファンドにおいては、原則として、委託先が約款上の運用の基本方針にしたがって独自に運用戦略や投資計画を作成し運用の指図を行います。

４）運用内容やファンド・マネジャーの投資行動のチェックは、運用部門から独立した管理部門のスタッフがこれを担当し、運用部門へのフィードバック及び担当取締役への報告を行うことにより、質の高い運用体制を維持できるように努めます。

２【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

委託会社が運用するファンドの本数及び純資産総額合計額は以下の通りです。（2026年5月末現在）

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額(単位：億円)
追加型株式投資信託	33	17,135
単位型株式投資信託	5	836
合計	38	17,971

※純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てして記載しており、表中の個々の金額と合計欄の金額は一致しないことがあります。

３【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期事業年度（令和7年1月1日から令和7年12月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社は、2026年4月1日にＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社と合併し、商号をＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社へ変更しました。
委託会社の財務諸表に続き、ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社の第28期事業年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）の財務諸表を参考資料として記載しております。

（１）【貸借対照表】

期別		第39期（令和6年12月31日）		第40期（令和7年12月31日）	
科目	注記番号	内訳（千円）	金額（千円）	内訳（千円）	金額（千円）
（資産の部）					
流動資産					
現金及び預金			3,411,025		3,690,505
未収委託者報酬			923,667		883,043
未収運用受託報酬			207		113
未収投資助言報酬			135,616		101,561
前払費用			16,938		19,461
未収入金			386,546		482,145
未収還付消費税			-		68,633
流動資産合計			4,874,002		5,245,464
固定資産					
有形固定資産	*1				
建物附属設備		32,138		4,527	
器具備品		21,329		14,832	
有形固定資産合計			53,467		19,360
投資その他の資産					
長期差入保証金		100		100	
繰延税金資産		214,932		258,379	
投資その他の資産合計			215,032		258,479
固定資産合計			268,500		277,840
資産合計			5,142,502		5,523,305

期別		第39期（令和6年12月31日）		第40期（令和7年12月31日）	
科目	注記番号	内訳（千円）	金額（千円）	内訳（千円）	金額（千円）
（負債の部）					
流動負債					
未払手数料			11,842		11,985
未払金			33,914		188,056
未払費用			689,455		676,670
預り金			22,962		28,110
未払法人税等			264,483		42,055
未払消費税等			100,570		-
賞与引当金			46,171		26,411
役員賞与引当金			6,529		-
資産除去債務			-		160,000
流動負債合計			1,175,930		1,133,290
固定負債					
長期未払金			1,064		313
退職給付引当金			140,119		170,727
賞与引当金			35,918		37,729
役員退職慰労引当金			5,435		-
役員賞与引当金			11,065		-
資産除去債務			16,707		-
固定負債合計			210,310		208,769
負債合計			1,386,240		1,342,059
（純資産の部）					
株主資本					
資本金			450,000		450,000
資本剰余金					
資本準備金		984,235		984,235	
資本剰余金合計			984,235		984,235
利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		2,322,026		2,747,010	
利益剰余金合計			2,322,026		2,747,010
株主資本合計			3,756,261		4,181,245
純資産合計			3,756,261		4,181,245
負債純資産合計			5,142,502		5,523,305

（２）【損益計算書】

期別		第39期 （自　令和6年1月1日 至　令和6年12月31日）		第40期 （自　令和7年1月1日 至　令和7年12月31日）	
科目	注記番号	内訳 （千円）	金額 （千円）	内訳 （千円）	金額 （千円）
営業収益					
委託者報酬			3,802,751		2,560,896
運用受託報酬			1,506		485
投資助言報酬			585,765		259,457
その他受入手数料			265,857		399,348
その他営業収益			773,501		1,092,191
営業収益計			5,429,382		4,312,379
営業費用					
支払手数料			64,629		33,466
広告宣伝費			64,845		70,841
調査費					
調査費		81,494		72,772	
委託調査費		1,940,001		1,376,990	
調査費合計			2,021,496		1,449,762
委託計算費			176,751		131,898
営業雑経費					
通信費		10,363		22,157	
協会費		11,431		9,842	
営業雑経費合計			21,795		31,999
営業費用計			2,349,517		1,717,968
一般管理費					
給料					
役員報酬		73,288		27,500	
役員賞与引当金繰入額		8,819		1,118	
給料・手当		627,055		697,230	
賞与		246,825		270,283	
賞与引当金繰入額		40,692		20,348	
給料合計			996,681		1,016,481
交際費			8,424		8,967
寄付金			23		-
旅費交通費			40,939		49,339
法定福利費			84,533		84,827
保険料			11,209		12,754
租税公課			35,092		28,681
不動産賃借料			53,158		48,932
退職給付費用			69,011		60,965
役員退職慰労引当金繰入額			2,264		-
固定資産減価償却費			37,043		177,399
事務委託費			344,280		422,852
諸経費			65,395		66,704
一般管理費計			1,748,058		1,977,905
営業利益又は営業損失（△）			1,331,806		616,505
営業外収益					
為替差益			-		6,628
営業外収益計			-		6,628
営業外費用					
為替差損			43,313		-
固定資産除却損			2,617		-
営業外費用計			45,931		-
経常利益又は経常損失(△)			1,285,875		623,133
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失(△)			1,285,875		623,133
法人税、住民税及び事業税			420,141		241,597
法人税等調整額			△　8,851		△　43,447
法人税等計			411,290		198,150
当期純利益又は当期純損失(△)			874,585		424,983

（３）【株主資本等変動計算書】

第39期（自　令和6年1月1日　至　令和6年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	450,000	984,235	984,235	2,047,441	2,047,441	3,481,676	3,481,676
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	△ 600,000	△ 600,000	△ 600,000	△ 600,000
当期純利益又は当期純損失(△)	-	-	-	874,585	874,585	874,585	874,585
当期変動額合計	-	-	-	274,585	274,585	274,585	274,585
当期末残高	450,000	984,235	984,235	2,322,026	2,322,026	3,756,261	3,756,261

第40期（自　令和7年1月1日　至　令和7年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	450,000	984,235	984,235	2,322,026	2,322,026	3,756,261	3,756,261
当期変動額							
当期純利益又は当期純損失(△)	-	-	-	424,983	424,983	424,983	424,983
当期変動額合計	-	-	-	424,983	424,983	424,983	424,983
当期末残高	450,000	984,235	984,235	2,747,010	2,747,010	4,181,245	4,181,245

重要な会計方針

１．固定資産の減価償却の方法	**(1) 建物附属設備** **定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は4年です。** **(2) 器具備品** **定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は4～15年です。**
２．引当金の計上基準	**(1) 退職給付引当金** **従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。** **(2) 賞与引当金** **従業員に支給する賞与の支払に備えるため、支払見込額の当期負担分を計上しております。** **(3) 役員退職慰労引当金** **役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。** **(4) 役員賞与引当金** **役員に支給する賞与の支払に備えるため、支払見込額の当期負担分を計上しております。**
３．収益及び費用の計上基準	**当社は、投資運用業の契約に基づき、顧客の資産を管理・運用する義務を負っております。契約における履行義務の充足に伴い、契約に定められた役務提供期間にわたり収益を認識しております。** **(1) 投資信託委託業務（委託者報酬）** **当社は投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額を基礎として算定し、投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。** **(2) 投資顧問業務（運用受託報酬及び投資助言報酬）** **当社は対象顧客との投資顧問契約に基づき、月末純資産総額を基礎として算定し、対象口座の運用期間にわたり収益を認識しております。**

	(3) その他営業収益 当社の関係会社から受領する収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき、月次で算定し、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。 (4) 成功報酬 当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資信託の信託約款または投資顧問契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。
４．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

未適用の会計基準等
・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号　2024年9月13日　企業会計基準委員会）
・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号　2024年9月13日　企業会計基準委員会）等

(1) 概要
企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。
借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日
2028年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響
「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

注記事項
（貸借対照表関係）

第39期 （令和6年12月31日）	第40期 （令和7年12月31日）
＊1　有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備　91,889千円 器具備品　34,780千円	＊1　有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備　262,792千円 器具備品　41,277千円

（株主資本等変動計算書関係）
第39期（自　令和6年1月1日　　至　令和6年12月31日）
１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	114,615	－	－	114,615
合計	114,615	－	－	114,615

２．自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当事項はありません。

３．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

４．配当に関する事項
（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
令和6年3月27日定時株主総会	普通株式	600,000	5,234.92	令和5年12月31日	令和6年4月18日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

第40期（自　令和7年1月1日　　至　令和7年12月31日）
１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	114,615	－	－	114,615
合計	114,615	－	－	114,615

２．自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当事項はありません。

３．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

４．配当に関する事項
（１）配当金支払額
該当事項はありません。

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
令和8年3月31日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	200,000	1,744.97	令和7年12月31日	令和8年4月17日

（金融商品関係）
１．金融商品の状況に関する事項
（１）金融商品に関する取組方針
当社は、主として国内の機関投資家や金融法人等を顧客とした投資一任契約によるもの、ならびに投資信託の運用といった投資運用業、投資助言・代理業及び第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業を行っております。また、経営の効率化と財務の健全化を図るため、自己資本を充実し、財務体質を悪化させるおそれのある投機的な取引は行わないこととしています。
（２）金融商品の内容及びそのリスク
当社が保有する金融商品は、主として現金及び預金、未収委託者報酬、未収入金、未払金及び未払費用であり、当社取引先ならびに取引金融機関の信用リスク、為替や金利等の変動から生じうる市場リスク、資金の調達を行おうとするときに資金の調達を困難とする事態を生じうる流動性リスクがあります。
（３）金融商品に係るリスク管理体制
当社は、上記の金融商品ならびにそのリスクを管理するため、経理規程に基づき、適切な資金の運用を行っています。
①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
取引先としての顧客からの投資運用報酬等に関連し、取引先である顧客との契約書の締結、公開情報等をもとに顧客の本人確認と信用状況が投資適格相当以上であることの確認、契約更新時における顧客の信用状況の確認等のリスク管理を行っています。また、未収入金は、原則として６ヶ月を超えることのないように期日管理を行っています。
預金を行う金融機関等については信用状況の確認を行い、リスク管理を行っています。
②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理
外貨建未収入金の為替リスクについては、最長でも四半期ごとに実現し、長期の未収入金を持たないことで為替変動リスクの低減を図り、リスク管理を行っています。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理
当社は、経営の効率化と財務の健全化を図るため、自己資本を充実し、主として社内の内部留保により運転資金の調達を図り、資金調達リスクに備えております。

２．金融商品の時価等に関する事項

第39期(令和6年12月31日)
現金及び預金、未収委託者報酬、未収投資助言報酬、未収入金及び未払費用は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

第40期(令和7年12月31日)
現金及び預金、未収委託者報酬、未収投資助言報酬、未収入金及び未払費用は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（有価証券関係）
該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）
該当事項はありません。

（退職給付関係）

第39期 （自　令和6年1月1日 至　令和6年12月31日）	第40期 （自　令和7年1月1日 至　令和7年12月31日）
１．採用している退職給付制度の概要 当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付型の退職一時金制度および確定拠出年金制度を採用しております。退職一時金制度（非積立型であります。）では、退職給付として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。	１．採用している退職給付制度の概要 同左
２．確定給付制度 (1)簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 退職給付引当金の期首残高　137,489千円 退職給付費用　44,041 退職給付の支払額　△41,411 退職給付引当金の期末残高　140,119 (2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 非積立型制度の退職給付債務　140,119千円 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額　140,119 退職給付引当金　140,119 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額　140,119 (3) 退職給付費用 簡便法で計算した退職給付費用　44,041千円	２．確定給付制度 (1)簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 退職給付引当金の期首残高　140,119千円 退職給付費用　33,860 退職給付の支払額　△3,252 退職給付引当金の期末残高　170,727 (2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 非積立型制度の退職給付債務　170,727千円 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額　170,727 退職給付引当金　170,727 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額　170,727 (3) 退職給付費用 簡便法で計算した退職給付費用　33,860千円
３．確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、24,969千円であります。	３．確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、27,105千円であります。

（税効果会計関係）

（単位：　千円）

第39期 （自　令和6年1月1日 至　令和6年12月31日）		第40期 （自　令和7年1月1日 至　令和7年12月31日）	
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳		１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	
繰延税金資産		繰延税金資産	
賞与引当金損金算入限度超過額	30,523	賞与引当金損金算入限度超過額	19,979
未払費用否認	98,017	未払費用否認	101,102
退職給付引当金	42,904	退職給付引当金	53,813
未払事業税	14,619	未払事業税	4,354
減価償却超過額	21,695	減価償却超過額	28,734
資産除去債務	5,115	資産除去債務	48,992
役員退職慰労金引当金	1,664	役員退職慰労金引当金	-
一括償却資産	392	一括償却資産	1,402
その他	1,418	その他	1,055
繰延税金資産小計	216,348	繰延税金資産小計	259,435
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 1,416	将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 1,055
評価性引当額小計	△ 1,416	評価性引当額小計	△ 1,055
繰延税金資産合計	214,932	繰延税金資産合計	258,379
２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	30.62%	法定実効税率	30.62%
（調整）		（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.18%	交際費等永久に損金に算入されない項目	2.80%
住民税均等割等	0.07%	住民税均等割等	0.15%
評価性引当金額	△0.02%	評価性引当金額	△0.06%
その他	0.13%	税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	△0.44%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.99%	その他	△1.38%
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.80%
３．法定実効税率の変更による繰延税金資産の修正 法人税等の税率の変更による金額の修正はありません。		３．法定実効税率の変更による繰延税金資産の修正 「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税の創設に伴う法人税率等の引上げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は従来の30.62%から2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.52%となります。この税率変更により、繰延税金資産が2,714千円増加、法人税等調整額が2,714千円減少しております。	

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（１）当該資産除去債務の概要

事務所の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務であります。

（２）当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約期間に応じて14.59年と見積り、割引率1.783%を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

（３）当該資産除去債務の総額の増減

（単位：　千円）

	第39期 （自　令和6年1月1日 至　令和6年12月31日）	第40期 （自　令和7年1月1日 至　令和7年12月31日）
期首残高	16,707	16,707
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	-
時の経過による調整額	-	-
見積の変更による増加額	-	143,292
期末残高	16,707	160,000

(４)当該資産除去債務の金額の見積の変更
当事業年度において、当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退去時に必要とされる原状回復費に関する新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積の変更を行いました。
この見積の変更により、資産除去債務残高が143,292千円増加し、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は143,292千円減少しております。

（収益認識関係）
第39期（自　令和6年1月1日　　至　令和6年12月31日）
１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報
顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、損益計算書に記載の通りです。なお、当会計期間において、成功報酬は発生しておりません。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針　3．収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

第40期（自　令和7年1月1日　　至　令和7年12月31日）
１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報
顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、損益計算書に記載の通りです。なお、当会計期間において、成功報酬は発生しておりません。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針　3．収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

（セグメント情報等）

［セグメント情報]
当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［関連情報]
第39期(自　令和6年1月1日　至　令和6年12月31日)
１．製品及びサービスごとの情報

（単位：　千円）

	投資信託委託業	海外ﾌｧﾝﾄﾞｻｰﾋﾞｽ等	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	3,802,751	773,501	585,765	267,363	5,429,382

２．地域ごとの情報
(1)　営業収益

（単位：　千円）

日本	フランス	その他	合計
4,676,435	520,115	232,832	5,429,382

(2)　有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

(単位：　千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名

アクサ生命保険株式会社	2,365,520	投信投資顧問業
ロボット・テクノロジー関連株ファンド -ロボテック-	1,486,572	同上

第40期(自　令和7年1月1日　至　令和7年12月31日)
１．製品及びサービスごとの情報

（単位：　千円）

	投資信託委託業	海外ﾌｧﾝﾄﾞｻｰﾋﾞｽ等	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	2,560,398	1,092,191	259,457	399,834	4,312,379

２．地域ごとの情報
(1)　営業収益

（単位：　千円）

日本	フランス	その他	合計
3,197,002	957,562	157,814	4,312,379

(2)　有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：　千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
ロボット・テクノロジー関連株ファンド -ロボテック-	1,393,461	投信投資顧問業
アクサ生命保険株式会社	1,082,632	同上
ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント・ヨーロッパ	476,137	同上
ＢＮＰパリバ・リアルエステート・インベストメント・マネジメント・フランス	462,732	同上

［報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報］
第39期(自　令和6年1月1日　至　令和6年12月31日)
該当事項はありません。

第40期(自　令和7年1月1日　至　令和7年12月31日)
該当事項はありません。

（関連当事者情報）
第39期（自　令和6年1月1日　　至　令和6年12月31日）
1. 関連当事者との取引
(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
								千円		千円
親会社	アクサ・インベストメント・マネージャーズ・エスエー	フランス、パリ市	51,936千ユーロ	持株会社	被所有 直接 100.00%	事務委託契約	営業費用の支払(注1)	33,127	未払金	30,059
							一般管理費の支払(注1)	179,817		

取引条件及び取引条件の決定方針等
（注１）営業費用及び一般管理費の授受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
								千円		千円
親会社の子会社	アクサ・インベストメント・マネージャーズ・パリス	フランス、パリ市	1,654千ユーロ	投資運用業	－	投資顧問契約の再委任等	ｻｰﾋﾞｽ提供業務報酬の受取(注1)	481,980	未収運用受託報酬	109,977
							営業費用の支払(注1)	184,695	未払費用	33,022
							一般管理費の支払(注1)	117	未払金	27
親会社の子会社	アクサ・インベストメント・マネージャーズ・プライム	フランス、パリ市	1,712千ユーロ	投資運用業	－	投資顧問契約の再委任等	ｻｰﾋﾞｽ提供業務報酬の受取(注1)	13,608	未収入金	2,939
							営業費用の支払(注1)	196,291	未払費用	80,142
親会社の子会社	アクサ・インベストメント・マネージャーズ・ユーケー・リミテッド	イギリス、ロンドン市	20,040千ポンド	投資運用業	－	投資顧問契約の再委任等	ｻｰﾋﾞｽ提供業務報酬の受取(注1)	109,402	未収入金	89,062
							営業費用の支払(注1)	1,484,893	未払費用	211,623
親会社の子会社	アクサ生命保険株式会社	日本、東京都	85,000,000千円	生命保険業	－	ﾃﾞﾘﾊﾞﾃｨﾌﾞ取引の媒介等	投資助言報酬の受取(注1)	585,765	未収投資助言報酬	135,616
							ﾃﾞﾘﾊﾞﾃｨﾌﾞ媒介業務報酬の受取(注1)	179,651	未収入金	93,967
							一般管理費の支払(注1)	59,133	未払費用	36

取引条件及び取引条件の決定方針等
（注１）サービス提供業務報酬、営業費用、一般管理費、投資助言報酬及びデリバティブ媒介業務報酬の授受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

(3) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等
該当事項はありません。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記
(1) 親会社情報
アクサ・インベストメント・マネージャーズ エスエー（非上場）
(2) 重要な関連会社の要約財務情報
該当事項はありません。

第40期（自　令和7年1月1日　　至　令和7年12月31日）
1. 関連当事者との取引
(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
								千円		千円
親会社	BNPパリバ・アセット・マネジメント・ホールディング	フランス、パリ市	61,383千ユーロ	持株会社	被所有 直接 100.00%	事務委託契約	営業費用の支払(注1)	80,785	未払金	109,717
							一般管理費の支払(注1)	235,020		

取引条件及び取引条件の決定方針等
（注１）営業費用及び一般管理費の授受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
								千円		千円
親会社の子会社	BNPパリバ・アセット・マネジメント・ヨーロッパ	フランス、パリ市	170,573千ユーロ	投資運用業	－	投資顧問契約の再委任等	ｻｰﾋﾞｽ提供業務報酬の受取(注1)	476,137	未収入金	131,137
							営業費用の支払(注1)	100,639	未払費用	25,014
									未払金	30
親会社の子会社	BNPパリバ・リアルエステート・インベストメント・マネジメント・フランス	フランス、パリ市	4,309千ユーロ	投資運用業	－	投資顧問契約の再委任等	ｻｰﾋﾞｽ提供業務報酬の受取(注1)	462,792	未収入金	122,019
親会社の子会社	アクサ・インベストメント・マネージャーズ・ユーケー・リミテッド	イギリス、ロンドン市	70,048千ポンド	投資運用業	－	投資顧問契約の再委任等	ｻｰﾋﾞｽ提供業務報酬の受取(注1)	△53,045	未収入金	4,584
							一般管理費の受取(注1)	478		
							営業費用の支払(注1)	1,059,930	未払費用	202,940

取引条件及び取引条件の決定方針等
（注１）サービス提供業務報酬、営業費用及び一般管理費の授受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

(3) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等
該当事項はありません。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記
(1) 親会社情報
ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント・ホールディング（非上場）
(2) 重要な関連会社の要約財務情報
該当事項はありません。

（１株当たり情報）

第39期 （自　令和6年1月1日 至　令和6年12月31日）	第40期 （自　令和7年1月1日 至　令和7年12月31日）
１株当たり純資産額　32,772円86銭 １株当たり当期純利益金額　7,630円63銭 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在しないため記載しておりません。	１株当たり純資産額　36,480円78銭 １株当たり当期純利益金額　3,707円92銭 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在しないため記載しておりません。
１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 １株当たり当期純利益金額の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益金額　874,585千円 普通株式に係る当期純利益金額　874,585千円 普通株式に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株数　114,615株	１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 １株当たり当期純利益金額の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益金額　424,983千円 普通株式に係る当期純利益金額　424,983千円 普通株式に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株数　114,615株

（重要な後発事象）
ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社との企業結合
当社の親会社であるアクサ・インベストメント・マネージャーズ・エスエーは2025年12月31日付で、ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社（以下「BNPPAM」）の親会社であるＢＮＰパリバ・アセットマネジメント・ホールディングに統合されました。
これに伴い、当社はBNPPAMとの間で統合・合併に向けた協議・準備を進めてまいりましたが、2026年1月7日開催の取締役会においてBNPPAMと合併契約を締結することを決議し、2026年1月14日付で合併の効力発生日を2026年4月1日とする合併契約書を締結いたしました。

1. 取引の概要
（1）結合当事企業の名称及び事業内容
結合当事企業の名称：ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社
事業の内容：資産運用業務
（2）企業結合予定日
2026年4月1日
（3）企業結合の方法
当社を存続会社、BNPPAMを消滅会社とする吸収合併
（4）企業結合後の名称
ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社

2. 実施する会計処理の概要
「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定であります。

（参考）ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社の経理状況

※参考資料においてＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社を「委託会社」または「当社」といいます。

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満を切り捨てて記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期事業年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

２０２６年3月１３日

ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社
取　締　役　会　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　櫻　井　雄　一　郎

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社の２０２５年1月１日から２０２５年１２月３１日までの第２８期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社の２０２５年１２月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、２０２６年1月１３日開催の取締役会において、アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社と合併契約を締結することを決議し、２０２６年1月１４日付けで合併の効力発生日を２０２６年４月１日とする合併契約書を締結している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容
その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報

である。
　当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

（１）貸借対照表

期別		第27期（2024年12月31日現在）		第28期（2025年12月31日現在）	
資産の部					
科　目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動資産					
預金	＊１		1,444,029		1,461,270
前払費用			21,918		8,940
未収委託者報酬			80,295		83,564

未収運用受託報酬			243,632		143,894
未収収益			177,218		97,362
未収入金			5		45
流動資産計			1,967,098		1,795,077
固定資産					
投資その他の資産			10,370		10,481
長期差入保証金		3,370		3,481	
長期前払費用		1,000		1,000	
その他		6,000		6,000	
固定資産計			10,370		10,481
資産合計			1,977,468		1,805,558

期別		第27期（2024年12月31日現在）		第28期（2025年12月31日現在）	
負債の部					
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動負債					
預り金			13,113		14,167
未払金			282,066		159,702
未払手数料		42,407		42,159	
未払委託調査費		226,075		97,684	
その他未払金		13,583		19,857	
未払費用			84,751		110,569
未払法人税等			1,210		1,210
未払消費税等			12,812		3,343
賞与引当金			108,687		101,669
役員賞与引当金			12,241		13,629
流動負債計			514,883		404,292
固定負債					
退職給付引当金			107,162		101,920
役員退職慰労引当金			4,911		4,962
賞与引当金			763		739
役員賞与引当金			5,097		745
資産除去債務			73,453		73,453
固定負債計			191,388		181,821
負債合計			706,271		586,113
純資産の部					
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
株主資本					
資本金			100,000		100,000
資本剰余金			1,722,054		1,771,197
資本準備金		50,000		50,000	
その他資本剰余金		1,672,054		1,721,197	
利益剰余金			△550,857		△651,752
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		△550,857		△651,752	

株主資本合計			1,271,197		1,219,444
純資産合計			1,271,197		1,219,444
負債・純資産合計			1,977,468		1,805,558

（２）損益計算書

期別		第27期 自2024年 1月 1日 至2024年12月31日		第28期 自2025年 1月 1日 至2025年12月31日	
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
営業収益					
委託者報酬			362,013		389,352
運用受託報酬			323,138		223,590
その他営業収益			465,262		356,195
営業収益計			1,150,415		969,139
営業費用					
支払手数料			108,428		97,703
広告宣伝費			11,913		12,884
調査費			270,931		225,152
調査研究費		16,373		15,838	
委託調査費		254,558		209,314	
委託計算費			105,851		103,076
営業雑経費			9,197		9,728
印刷費		5,469		5,466	
協会費		3,727		4,262	
営業費用計			506,322		448,546
一般管理費					
給料			595,859		565,866
役員報酬		49,800		49,800	
給料・手当		546,059		516,066	
業務委託費			234,420		285,302
交際費			3,400		2,961
旅費交通費			6,826		8,278
租税公課			1,034		968
不動産賃借料			92,498		92,556
賞与引当金繰入額			107,803		101,338
役員賞与引当金繰入額			14,675		12,508
退職給付費用			37,703		36,559
役員退職慰労引当金繰入額			42		51
取引所・協会費			82		83
諸経費			91,364		68,763
一般管理費計			1,185,713		1,175,239
営業損失（△）			△541,620		△654,646

期別		第27期 自2024年 1月 1日 至2024年12月31日		第28期 自2025年 1月 1日 至2025年12月31日	
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
営業外収益					
受取利息			32		295
為替差益			2,374		4,896
保険配当金			1,009		1,011
雑益			36		-
営業外収益計			3,452		6,203
営業外費用					
株式交付費			2,100		2,100
雑損失			8		-
営業外費用計			2,108		2,100
経常損失（△）			△540,276		△650,542
特別損失					
割増退職金			6,952		-
減損損失	＊１		2,418		-
特別損失計			9,370		-
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）			△549,647		△650,542
法人税、住民税及び事業税			1,210		1,210
当期純利益又は当期純損失（△）			△550,857		△651,752

（３）株主資本等変動計算書

第27期
自　2024年 1月 1日
至　2024年12月31日

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	100,000	50,000	1,643,218	1,693,218	△571,163	△571,163	1,222,054	1,222,054
当期変動額								
新株の発行	300,000	300,000		300,000			600,000	600,000
減資	△300,000		300,000	300,000			-	-
資本準備金の取崩		△300,000	300,000	-			-	-
欠損填補			△571,163	△571,163	571,163	571,163	-	-
当期純損失					△550,857	△550,857	△550,857	△550,857
当期変動額合計	-	-	28,836	28,836	20,306	20,306	49,142	49,142
当期末残高	100,000	50,000	1,672,054	1,722,054	△550,857	△550,857	1,271,197	1,271,197

第28期
自　2025年 1月 1日
至　2025年12月31日

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	100,000	50,000	1,672,054	1,722,054	△550,857	△550,857	1,271,197	1,271,197
当期変動額								

新株の発行	300,000	300,000		300,000			600,000	600,000
減資	△300,000		300,000	300,000			-	-
資本準備金の取崩		△300,000	300,000				-	-
欠損填補			△550,857	△550,857	550,857	550,857	-	-
当期純損失					△651,752	△651,752	△651,752	△651,752
当期変動額合計	-	-	49,142	49,142	△100,895	△100,895	△51,752	△51,752
当期末残高	100,000	50,000	1,721,197	1,771,197	△651,752	△651,752	1,219,444	1,219,444

注記事項

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 市場価格がない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。
２．引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算については、退職給付に係る当事業年度末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
３．収益及び費用の計上基準	当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬およびその他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 (1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2) 運用受託報酬 運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

	(3) その他営業収益 関係会社からの振替収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、月次で受け取ります。当該報酬は当社が関係会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり収益として認識しております。 一部の収益については契約に基づき報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。 (4) 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。なお、当事業年度において受領する権利が確定した取引がないため、成功報酬は計上しておりません。
４．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、会計期間末の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

（未適用の会計基準等）

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号　2024年9月13日　企業会計基準委員会）
・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号　2024年9月13日　企業会計基準委員会）等

(1) 概要
企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。
借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日
2028年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響
「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（貸借対照表関係）

第27期 （2024年12月31日現在）	第28期 （2025年12月31日現在）
＊１　関係会社項目 預金　1,104,634千円	＊１　関係会社項目 預金　906,670千円

（損益計算書関係）

第27期 自2024年 1月 1日 至2024年12月31日	第28期 自2025年 1月 1日 至2025年12月31日
＊１　減損損失 　当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。 用途　場所　種類　金額 事務所設備　東京都千代田区　器具備品　2,418千円 （経緯） 　上記資産につきまして、営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスになっているため、帳簿価額全額を回収不能とし、減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、以下の通りであります。 （減損損失の金額） 　器具備品　2,418千円 　合計　2,418千円 （グルーピングの方法） 　当社は投資信託委託・投資顧問業務等を営んでおります。基本的に全ての資産が一体となってキャッシュ・フローを生み出す為、本社事務所の全資産を一つの単位としてグルーピングをしております。 （回収可能価額の算定方法等） 　当社の回収可能価額は使用価値を使用しておりますが継続して営業活動から生じるキャッシュ・フローがマイナスとなっているため、使用価値は零として算定しております。	該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

第27期
自　2024年 1月 1日
至　2024年12月31日

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）*1	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	494,000	60,000	―	554,000

*1　普通株式の発行済株式の増加 60,000株は、2024年7月23日付のＢＮＰパリバ・アセットマネジメント・ホールディングを割当先とするものであります。

２．配当に関する事項　該当事項はありません。

第28期
自　2025年 1月 1日
至　2025年12月31日

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）*1	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	554,000	60,000	―	614,000

*1　普通株式の発行済株式の増加 60,000株は、2025年7月23日付のＢＮＰパリバ・アセットマネジメント・ホールディングを割当先とするものであります。
２．配当に関する事項　該当事項はありません。

（リース取引関係）

第27期 自　2024年 1月 1日 至　2024年12月31日	第28期 自　2025年 1月 1日 至　2025年12月31日
オペレーティング・リース取引は次のとおりであります。 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料 （借主側） １年内　66,863千円 １年超　－千円 合　計　66,863千円	オペレーティング・リース取引は次のとおりであります。 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料 （借主側） １年内　77,467千円 １年超　1,319千円 合　計　78,786千円

（金融商品関係）

第27期 自　2024年 1月 1日 至　2024年12月31日
１．金融商品の状況に関する事項 (1) 金融商品に対する取組方針 当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。 当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余剰資金は安全性の高い金融商品で運用しております。 デリバティブは利用しておりません。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 預金は大部分がグループ会社（ビー・エヌ・ピー・パリバ）に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。 営業債権のうち、未収運用受託報酬、未収収益は、顧客の信用リスクに晒されております。また、その一部には外貨建のものがあり為替変動リスクに晒されております。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは僅少であります。 営業債務である未払手数料及び未払委託調査費、並びにその他未払金及び未払費用は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建のものがあり為替変動リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受け取った報酬の中から支払われるものであり、流動性リスクは僅少であります。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 ①　信用リスク 営業債権の信用リスクは、ＢＮＰパリバ・アセットマネジメントグループの定める手続きに則った審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。 ②　市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

外貨建営業債権債務は、通貨別に状況を把握することにより為替変動リスクを管理しております。

③　流動性リスク

当社は余剰資金を安全性の高い金融商品で運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

第27期
（2024年12月31日現在）

２．金融商品の時価等に関する事項

開示すべき重要な項目はありません。なお、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金、未払手数料、未払委託調査費、その他未払金、未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（注）金銭債権の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
預金	1,444,029	―	―	―
未収委託者報酬	80,295	―	―	―
未収運用受託報酬	243,632	―	―	―
未収収益	177,218	―	―	―
未収入金	5	―	―	―

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

重要性が低いため記載を省略しております。

（金融商品関係）

第28期
自　2025年 1月 1日
至　2025年12月31日

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。

当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余剰資金は安全性の高い金融商品で運用しております。

デリバティブは利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は大部分がグループ会社（ビー・エヌ・ピー・パリバ）に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。

営業債権のうち、未収運用受託報酬、未収収益は、顧客の信用リスクに晒されております。また、その一部には外貨建のものがあり為替変動リスクに晒されております。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは僅少であります。

営業債務である未払手数料及び未払委託調査費、並びにその他未払金及び未払費用は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建のものがあり為替変動リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受け取った報酬の中から支払われるものであり、流動性リスクは僅少であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク

営業債権の信用リスクは、ＢＮＰパリバ・アセットマネジメントグループの定める手続きに則った審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

外貨建営業債権債務は、通貨別に状況を把握することにより為替変動リスクを管理しております。

③ 流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

第28期
（2025年12月31日現在）

2．金融商品の時価等に関する事項

開示すべき重要な項目はありません。なお、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未払手数料、未払委託調査費、その他未払金、未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（注）金銭債権の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
預金	1,461,270	－	－	－
未収委託者報酬	83,564	－	－	－
未収運用受託報酬	143,894	－	－	－
未収収益	97,362	－	－	－

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

重要性が低いため記載を省略しております。

（有価証券関係）

第27期 （2024年12月31日現在）	第28期 （2025年12月31日現在）
重要性が低いため記載を省略しております。	重要性が低いため記載を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

第27期 自　2024年 1月 1日 至　2024年12月31日	第28期 自　2025年 1月 1日 至　2025年12月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（退職給付関係）

第27期 自　2024年 1月 1日 至　2024年12月31日	第28期 自　2025年 1月 1日 至　2025年12月31日
１．採用している退職給付制度の概要	１．採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度として、キャッシュバランスプランおよび確定拠出制度を採用しております。なお、当社が有するキャッシュバランスプランは、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。 ２．簡便法を適用した確定給付制度 （1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 退職給付引当金の期首残高 105,339千円 退職給付費用 19,438千円 退職給付の支払額 △17,615千円 その他未払金への振替額 - 千円 退職給付引当金の期末残高 107,162千円 （2）退職給付費用 簡便法で計算した退職給付費用 19,438千円 ３．確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、18,264千円でありました。	当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度として、キャッシュバランスプランおよび確定拠出制度を採用しております。なお、当社が有するキャッシュバランスプランは、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。 ２．簡便法を適用した確定給付制度 （1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 退職給付引当金の期首残高 107,162千円 退職給付費用 19,305千円 退職給付の支払額 △15,268千円 その他未払金への振替額 △ 9,279千円 退職給付引当金の期末残高 101,920千円 （2）退職給付費用 簡便法で計算した退職給付費用 19,305千円 ３．確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、17,254千円でありました。

（税効果会計関係）

第27期 自　2024年 1月 1日 至　2024年12月31日	第28期 自　2025年 1月 1日 至　2025年12月31日
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

繰延税金資産	
退職給付引当金	37,067
役員退職慰労引当金	1,698
賞与引当金	37,859
未払費用	27,547
その他	69,935
繰越欠損金	1,584,333
繰延税金資産小計	1,758,440
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額　（注）2	△1,584,333
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△174,107
評価性引当額小計　（注）1	△1,758,440
繰延税金資産合計	－
繰延税金負債	－
繰延税金資産(負債)の純額	－

（注１）評価性引当額が107,780千円増加しております。この増加の主な理由は税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が増加したことによるものであります。

（注２）税務上の繰越欠損金及びその繰越期限別の金額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(※1)	159,368	-	293,616	-	379,210	752,137	1,584,333
評価性引当額	△159,368	-	△293,616	-	△379,210	△752,137	△1,584,333
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(※1)　税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、差異の原因についての記載を省略しております。

（単位：千円）

繰延税金資産	
退職給付引当金	35,254
役員退職慰労引当金	1,716
賞与引当金	35,423
未払費用	36,494
その他	67,599
繰越欠損金	1,683,019
繰延税金資産小計	1,859,507
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額　（注）2	△1,683,019
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△176,487
評価性引当額小計　（注）1	△1,859,507
繰延税金資産合計	－
繰延税金負債	－
繰延税金資産(負債)の純額	－

（注１）評価性引当額が101,066千円増加しております。この増加の主な理由は税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が増加したことによるものであります。

（注２）税務上の繰越欠損金及びその繰越期限別の金額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(※1)	-	300,746	-	388,419	-	993,853	1,683,019
評価性引当額	-	△300,746	-	△388,419	-	△993,853	△1,683,019
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(※1)　税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、差異の原因についての記載を省略しております。

（資産除去債務関係）

第27期 自　2024年 1月 1日 至　2024年12月31日	第28期 自　2025年 1月 1日 至　2025年12月31日

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
1．当該資産除去債務の概要 当社事業所の貸室定期転貸借契約に伴う原状回復義務等であります。 2．当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を5年(原賃貸借契約期間)と見積もり、割引計算による金額の重要性が乏しいことから、割引前の見積額を計上しております。 3．当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 期首残高　73,453千円 時の経過による調整額　-千円 期末残高　73,453千円	1．当該資産除去債務の概要 当社事業所の貸室定期転貸借契約に伴う原状回復義務等であります。 2．当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を5年(原賃貸借契約期間)と見積もり、割引計算による金額の重要性が乏しいことから、割引前の見積額を計上しております。 3．当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 期首残高　73,453千円 時の経過による調整額　-千円 期末残高　73,453千円

（収益認識関係）

第27期 自　2024年 1月 1日 至　2024年12月31日	第28期 自　2025年 1月 1日 至　2025年12月31日
1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報 顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、注記事項（セグメント情報等）に記載のとおり、当社は投資運用業の単一セグメントであり、製品・サービスの区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、セグメント情報に追加して記載することを省略しております。 2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 収益を理解するために基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の3.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。 3．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに会計期間末において存在する顧客との契約から翌会計期間以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 重要性が乏しいため記載を省略しております。	1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報 顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、注記事項（セグメント情報等）に記載のとおり、当社は投資運用業の単一セグメントであり、製品・サービスの区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、セグメント情報に追加して記載することを省略しております。 2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 収益を理解するために基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の3.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。 3．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに会計期間末において存在する顧客との契約から翌会計期間以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

第27期
自　2024年 1月 1日
至　2024年12月31日

（セグメント情報）
当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）
1．製品及びサービスごとの情報　（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	362,013	323,138	465,262	1,150,415

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益　（単位：千円）

日本	ルクセンブルク	英国	その他	合計
685,152	240,578	136,717	87,966	1,150,415

（注）投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。

(2) 有形固定資産

該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報　（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
ＢＮＰパリバ・グローバル水関連株式ファンド	124,810	投信投資顧問業
年金積立金管理運用独立行政法人	255,284	同上
ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルク	240,578	同上
ＢＮＰパリバ・アセットマネジメントUKリミテッド	133,029	同上

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

第28期
自　2025年 1月 1日
至　2025年12月31日

（セグメント情報）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）

１．製品及びサービスごとの情報　（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	389,352	223,590	356,195	969,139

２．地域ごとの情報

(1) 営業収益　（単位：千円）

日本	ルクセンブルク	英国	その他	合計
612,943	187,000	90,824	78,371	969,139

（注）投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。

(2) 有形固定資産

該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報　（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
ＢＮＰパリバ・グローバル水関連株式ファンド	117,410	投信投資顧問業
年金積立金管理運用独立行政法人	154,087	同上
ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルク	187,000	同上
ＢＮＰパリバ・アセットマネジメントUKリミテッド	88,658	同上

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）
該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）
該当事項はありません。

（関連当事者関係）

１．関連当事者との取引

第27期（自　2024年１月１日　至　2024年12月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント・ホールディング	パリ、フランス共和国	23百万ユーロ	持株会社	直接100%	増資の引受	増資（注1）	600,000	―	―

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルク	ルクセンブルク、ルクセンブルク大公国	3百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	その他営業収益の受入	240,578	未収収益	112,385
親会社の子会社	ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント・ヨーロッパ	パリ、フランス共和国	170百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結 業務委託契約の締結	その他営業収益の受入 委託調査費の支払 業務委託費の支払	87,966 156,414 160,195	未収収益 未払委託調査費 未払費用	47,056 172,488 40,348
親会社の子会社	ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント・UKリミテッド	ロンドン、英国	35百万ポンド	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	その他営業収益の受入	133,029	未収収益	17,776
親会社の子会社	インパックス・アセットマネジメント・グループ plc	ロンドン、英国	1.3百万ポンド	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	委託調査費の支払	73,916	未払委託調査費	50,492
親会社の子会社	カーディフ生命保険株式会社	東京都渋谷区	206億円	生命保険業	無し	運用受託契約の締結	運用受託報酬の受入	40,172	未収運用受託報酬	22,199

第28期（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント・ホールディング	パリ、フランス共和国	61百万ユーロ	持株会社	直接100%	増資の引受	増資（注1）	600,000	―	―

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルク	ルクセンブルク、ルクセンブルク大公国	3百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	その他営業収益の受入	187,000	未収収益	45,446
親会社の子会社	ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント・ヨーロッパ	パリ、フランス共和国	170百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結 業務委託契約の締結	その他営業収益の受入 委託調査費の支払 業務委託費の支払	78,371 143,920 197,166	未収収益 未払委託調査費 未払費用	40,908 90,687 54,008

親会社の子会社	ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント・UKリミテッド	ロンドン、英国	35百万ポンド	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	その他営業収益の受入	88,658	未収収益	11,007
親会社の子会社	カーディフ生命保険株式会社	東京都渋谷区	206億円	生命保険業	無し	運用受託契約の締結	運用受託報酬の受入	39,992	未収運用受託報酬	22,186

取引条件及び取引条件の決定方針等
（注１）当社の行った株主割当増資を１株当たり10,000円で引き受けたものであります。
（注２）市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。
（注３）国内取引については、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。海外取引については、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

２．親会社に関する情報
(1) 親会社情報
ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント・ホールディング　（非上場）
ビー・エヌ・ピー・パリバ（ユーロネクスト・パリに上場）

（１株当たり情報）

第27期 自　2024年 1月 1日 至　2024年12月31日	第28期 自　2025年 1月 1日 至　2025年12月31日
・１株当たり純資産　2,294円 ・１株当たり当期純損失　1,058円 １株当たり当期純損失の算定上の基礎 当期純損失　△550,857千円 普通株主に帰属しない金額　－ 普通株式に係る当期純損失　△550,857千円 期中平均株式数・普通株式　520,557株 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純損失金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。	・１株当たり純資産　1,986円 ・１株当たり当期純損失　1,122円 １株当たり当期純損失の算定上の基礎 当期純損失　△651,752千円 普通株主に帰属しない金額　－ 普通株式に係る当期純損失　△651,752千円 期中平均株式数・普通株式　580,630株 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純損失金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。

（重要な後発事象）
アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社との企業結合
当社の親会社であるＢＮＰパリバ・アセットマネジメント・ホールディングは2025年12月31日付で、アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社（以下「AXAIM」）の親会社であるアクサ・インベストメント・マネージャーズ・エスエーと統合いたしました。
これに伴い、当社はAXAIMとの間で統合・合併に向けた協議・準備を進めてまいりましたが、2026年1月13日開催の取締役会においてAXAIMと合併契約を締結することを決議し、2026年1月14日付で合併の効力発生日を2026年4月1日とする合併契約書を締結いたしました。

1.　取引の概要
(1) 結合当事企業の名称及び事業内容
結合当事企業の名称：アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社
事業の内容：資産運用業務
(2) 企業結合予定日
2026年4月1日
(3) 企業業結合の方法
当社を消滅会社、AXAIMを存続会社とする吸収合併
(4) 企業結合後の名称
ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社

2.　実施する会計処理の概要
「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定であります。

４【利害関係人との取引制限】
委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が

禁止されています。
（１）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
（２）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
（３）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）、（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
（４）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
（５）上記（３）、（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】
（１）定款の変更
委託会社は、ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社と合併し、商号をＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社へ変更しました。
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
（２）訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】
（１）受託会社

名　　称	資本金の額 （2026年3月末現在）	事業の内容
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞
名称　　：日本マスタートラスト信託銀行株式会社
資本金の額　：10,000百万円（2026年3月末現在）
事業の内容　：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。
（２）販売会社

名　　称	資本金の額 （2026年3月末現在）	事業の内容
大和証券株式会社	100,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

（３）投資顧問会社

名　　称	資本金の額 （2025年12月末現在）	事業の内容
ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント・ブラジル	38百万レアル	資産運用に関する業務を営んでいます。

２【関係業務の概要】
（１）受託会社
ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。
（２）販売会社
日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。
（３）投資顧問会社
委託会社から、マザーファンドの運用指図権限の委託を受け当該ファンドの運用（投資一任）を行ないます。

３【資本関係】

（１）受託会社
該当事項はありません。
（２）販売会社
該当事項はありません。
（３）投資顧問会社
委託会社及び投資顧問会社の最終的親会社はビー・エヌ・ピー・パリバです。

第３【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2025年11月21日	臨時報告書
2026年 1月20日	臨時報告書
2026年 2月10日	有価証券届出書
2026年 2月10日	有価証券報告書
2026年 2月25日	臨時報告書
2026年 3月16日	有価証券届出書

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

２０２６年3月２４日

アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人
東 京 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　水 永 真 太 郎

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社の２０２５年1月１日から２０２５年１２月３１日までの第４０期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社の２０２５年１２月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、２０２６年1月７日開催の取締役会において、ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社と合併契約を締結することを決議し、２０２６年1月１４日付けで合併の効力発生日を２０２６年４月１日とする合併契約書を締結している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容
その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。
当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。

継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　財務諸表に対する意見表明の基礎となる、財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、構成単位の財務情報の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2026年7月24日

ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社

取　締　役　会　御　中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　久　保　　直　毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＢＮＰパリバ・ブラジル・ファンド（バランス型）の2025年11月11日から2026年5月11日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＢＮＰパリバ・ブラジル・ファンド（バランス型）の2026年5月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係
ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。